

## リフレパークきんたの里指定管理業務仕様書

### 1 趣旨

この仕様書は、リフレパークきんたの里（以下「きんたの里」という。）の指定管理者が行う業務（以下「指定管理業務」という。）の内容及びその範囲について定める。

### 2 施設の目的及び事業

#### (1) 施設の目的

温泉入浴や安全で健康的な農畜産物の提供を通して都市住民との交流を推進することにより浜田市（以下「市」という。）のイメージアップを図るとともに、都市と農村の共生による農業農村の活性化及び農業その他地場産業の振興に資する。

#### (2) 事業

- ① 休養、保養のための施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の提供にかかる事業
- ② 集会、研修会及び郷土芸能活動のための会場の提供にかかる事業
- ③ その他きんたの里の設置の目的を達成するための事業

### 3 管理運営の基本的な考え方

- (1) 施設の目的に沿った管理を行うこと。
- (2) 公平・公正な運営を行うこと。
- (3) 常に善良な管理者の注意をもって、安全、安心で快適な施設となるよう管理に努めること。
- (4) 親切丁寧な対応と、利用者ニーズの反映により、利用者サービスの向上に努めること。
- (5) 従業員の確保にあたっては、積極的に地元市民の雇用に努めること。
- (6) 地域振興の観点から、地元食材、地元産品等の積極的な活用に努めること。
- (7) 適切な広報活動を行い、施設の利用促進を積極的に図ること。
- (8) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の縮減に努めること。

### 4 開館時間及び休館日

- (1) 開館時間（浜田市リフレッシュビレッジ施設条例（平成 17 年浜田市条例第 287 号。以下「条例」という。）第 7 条に規定するとおり）

- ① 宿泊 午後 4 時から翌日の午前 10 時まで
- ② 貸室 午前 11 時から午後 3 時まで
- ③ 入浴 午前 10 時から午後 10 時まで（宿泊利用者の入浴を除く）
- ④ 食堂 午前 10 時から午後 9 時まで

- (2) 休館日（条例 7 条に規定するとおり）

毎月の第 3 水曜日

※指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間及び休館日を変更することができる。

## 5 関係法令等の遵守

きんたの里の管理運営にあたっては、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
- (2) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (3) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）ほか労働関係法令
- (4) 旅館業法（昭和 22 年法律第 138 号）
- (5) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）
- (6) 温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）
- (7) 公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）
- (8) 公衆浴場法施行条例（昭和 23 年島根県条例第 72 号）
- (9) 浜田市リフレッシュビレッジ施設条例
- (10) 浜田市温泉事業条例（平成 17 年条例第 218 号）
- (11) 浜田市温泉事業条例施行規則（平成 17 年規則第 157 号）
- (12) 浜田市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年条例第 73 号）及び同条例施行規則（平成 17 年規則第 63 号）
- (13) 浜田市個人情報保護条例（平成 17 年浜田市条例第 21 号）及び同条例施行規則（平成 17 年浜田市規則第 14 号）
- (14) 浜田市情報公開条例（平成 17 年浜田市条例第 20 号）
- (15) 浜田市税条例（平成 17 年浜田市条例第 67 号）
- (16) 浜田市暴力団排除条例（平成 24 年浜田市条例第 10 号）
- (17) 浜田市敬老入浴券贈呈事業実施要綱（平成 30 年告示第 49 号）
- (18) その他管理運営に適用される法令

## 6 業務の内容

- (1) 施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する業務
  - ① 利用許可（条例第 8 条）

施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。
  - ② 利用の制限（条例第 9 条）

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

    - ア 利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
    - イ 利用者が条例に違反したとき。
    - ウ 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
    - エ 前ア～ウに掲げる場合のほか、きんたの里の管理上特に必要と認められるとき。
  - ③ 特別設備等の制限（条例第 10 条）

利用者は、施設等に特別の設備をし、又は器具等を搬入して利用するときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- ④ 利用者サービスの提供等
  - ア 施設等を快適に利用できるよう適切な案内(電話対応含む)に努めること。
  - イ 年少者、高齢者、障がい者等へ合理的な配慮を提供すること。
  - ウ 利用者からの要望や苦情等は、迅速、適切に処理し、速やかに市に報告すること。
- (2) 施設等の維持管理業務
  - ① 清掃及び環境整備
    - ※管理対象区域については、別紙1-3「管理区域図」を参照のこと。
    - ア 施設内を常に清潔に保つため、日常的に随時清掃を行うこと。また、衛生消耗品類については、常に補充された状態にすること。
    - イ 床洗浄ワックス塗布、窓ガラス清掃等日常的に行うことが困難な清掃業務については、利用頻度等に応じて定期的に清掃を行うこと。
    - ウ 常に良好な環境及び美観が保たれるよう、敷地内の清掃、樹木の剪定等の環境整備を行うこと。
    - エ 屋外広告物については、適切に保守を行うこと。
  - ② 附属設備、備品及び器具類の保守点検
    - ア 附属設備、備品及び器具類については、常に正常に使用できるよう定期的に点検を行い、適切な保守に努めること。
    - イ 法令又は専門的な保守点検については、専門業者等へ委託して実施するなど、安全性、確実性及び経済性に配慮すること。
  - ③ 施設の点検及び修繕
    - ア 施設の点検を定期的を実施し、雨漏りや壁のひび割れ等、管理する上で重大な不具合を発見したときは、速やかに市に報告すること。
    - イ 発見した不具合については、必要に応じて市と協議の上、管理運営に支障を来さないよう適切に修繕すること。
    - ウ 施設内の設備が故障したときは、必要に応じて市に報告するとともに、管理運営に支障を来さないよう適切に修理すること。
  - ④ 浴場の維持管理
    - ア 浴槽の管理にあたっては、公衆浴場法、公衆浴場法施行条例をはじめとする公衆浴場に関する法令等を遵守し、適切な浴室の衛生管理を行うこと。
    - イ レジオネラ症防止対策を行うこと。
    - ウ 源泉を加温するために太陽熱システムを積極的に利用するとともに、CO<sub>2</sub>排出量の削減に努める。また、再生可能エネルギーの啓発と普及を推進すること。
- (3) 保安警備業務
  - ① 巡回
    - 施設内外を定期的に巡回し、利用者が安心して利用できるよう防犯及び防火に努めること。
  - ② 警備
    - ア 部外者の出入りの状況を確認し、不審者の発見及び侵入阻止等を適切に行うこと。
    - イ 開館時間外は、施設の戸締りや施錠を行うこと。

#### (4) 物品の管理業務

##### ① 備品の管理

ア 市が所有する備品については、指定管理者に無償で貸与する。

イ 市が所有する備品については、形状の変更、館外への持ち出し、又は第三者に貸与若しくは譲渡を行うことはできない。また、施設内においても保管場所を移動した場合は、閉館時には元の場所へ戻すこと。ただし、市の許可を受けた場合を除く。

ウ 市が貸与した備品の買換えが必要なとき、本来の利用目的に供することができなくなったと認められるとき、又は亡失のあったときは、直ちに市へ報告すること。

エ 指定管理者が利用料金収入により購入した備品については、市に報告するとともに、市が所有する備品と明確に区分できるように管理すること。

オ 各年度終了後に備品の現在高を報告すること。また、指定期間中において市が必要と認めた場合も同様とする。このとき、指定期間中に亡失の報告がなく、確認できない備品があった場合は、別途協議し、指定管理者の責めに期するものと判断されるときは、指定管理者が補填すること。

カ 管理運営上、必要となるリース物品については、指定管理者の負担とする。

※備品とは、その性質、形状を変えることなく比較的長期間にわたって使用に耐えるものをいう。

##### ② 消耗品の管理

ア 消耗品については、指定管理者において調達すること。

イ 指定期間満了に伴う消耗品の引継ぎ等が必要な場合は、現指定管理者と次期指定管理者との間で協議すること。

ウ シーツ、枕、座布団、什器等は消耗品として取り扱うこと。

##### ③ 指定管理者による設備、器具類の設置

指定管理業務に必要な設備及び器具類を調達（リース契約によるものを含む。）し、設置することができる。この場合において当該設備又は器具類が施設等に固定するもの若しくは施設等の原状変更を伴うものであるときは、施設等の外観、規格、機能等に変更のない小規模なものを除き、あらかじめ市の承認を得ること。

#### (5) 利用料金に関する業務

##### ① 利用料金の設定等

ア 利用料金の額と、利用料金の減額又は免除については、書面で市に申請し、市の承認を得て基準を設定すること。

イ 現行よりも高い利用料金を設定する場合は、その利用料金を適用する最初の利用日まで一定の周知期間を設けることとし、その期間は市と協議して設定すること。

##### ② 利用料金の徴収

指定管理者は、指定管理者が認める場合を除いて、利用者から利用開始前に利用料金を徴収すること。また、利用料金の減免及び還付など関連する業務を行うこと。

##### ③ 利用料金の管理

利用者から徴収した利用料金については、帳簿を作成して適正に管理すること。

(6) 利用促進に関する業務

① 広報活動

ア ホームページの開設及び更新を行い、施設の魅力や最新の情報を広く発信し、利用促進に努めること。

イ 紙媒体のパンフレット等を作成し、配布すること。

ウ 広報に係る年間計画を立て、計画的かつ効果的に広報活動を行うこと。

② 利用者ニーズ等の把握

利用者ニーズに応じたサービスを提供するため、アンケートを実施し、利用者のニーズ、苦情等の把握を行うこと。

(7) 自主事業に関する業務

① 指定管理者は、きんたの里の設置目的に合致し、かつ、指定管理業務の実施に支障のない範囲において、自己の責任と費用により本施設（公園・駐車場を含む）において自主事業を行うことができる。

② 自主事業の実施にあたっては、事前に市と協議すること。

③ 自主事業を実施したときは、その内容及び収支等について市に報告すること。また、指定管理者が行う自主事業の性質が施設の目的外の利用となる場合は、市に対して別途行政財産の用途又は目的外の使用の許可を得ること。

(8) 保険への加入

指定管理者は、指定管理業務にあたり、自らのリスクに対する適切な範囲内で保険等に参加すること。

参考までに、現指定管理者が加入している保険は次のとおりである。

① 旅館施設の管理・業務の遂行上の賠償責任（施設事故）

|      |        |      |
|------|--------|------|
| 人身事故 | 1名につき  | 1億円  |
|      | 1事故につき | 1億円  |
| 物損事故 | 1事故につき | 1千万円 |

② 飲食物などの提供による賠償責任（生産物事故）

|      |        |      |
|------|--------|------|
| 人身事故 | 1名につき  | 1億円  |
|      | 1事故につき | 1億円  |
|      | 保険期間中  | 1億円  |
| 物損事故 | 1事故につき | 1千万円 |
|      | 保険期間中  | 1千万円 |

③ 受託物に対する賠償責任（受託物事故）

|                     |         |        |       |
|---------------------|---------|--------|-------|
| 現金・有価証券・<br>その他の貴重品 | 帳場保管のもの | 1名につき  | 15万円  |
|                     |         | 1事故につき | 150万円 |
|                     |         | 保険期間中  | 150万円 |
|                     | 上記以外のもの | 1名につき  | 5万円   |
|                     |         | 1事故につき | 15万円  |
|                     | その他     | 1事故につき | 15万円  |

(9) 事務処理に係る業務

① 庶務事務

ア 施設の管理状況を把握するため、施設管理簿及び関係資料を作成し保管すること。

イ 業務の実施状況を把握するため、業務報告書及び関係資料を作成し保管すること。

ウ 次の許可については、法令等の規定に基づき適切に届出等を行うこと。

(ア)旅館業法に基づく営業許可

(イ)食品衛生法に基づく飲食店営業許可

(ウ)公衆浴場法に基づく営業許可

(エ)温泉法に基づく温泉利用許可

(オ)その他業務の実施に当たり必要となる許可

エ その他指定管理業務に必要な事務については適切に処理すること。

② 経理事務

ア 指定管理業務に係る経費及び収入は、指定管理者が行っている他の事業と区別し、明確にすること。

イ 管理運営費の収支状況を常に把握し、市の求めに応じていつでも開示できるよう管理簿等の必要な書類を作成し、関係書類と合わせて保管すること。

ウ 経費の執行については、予算費目ごとに管理、執行することとし、関係法令等に基づいて適切に行うこと。

## 7 組織・運営体制

(1) 体制整備

① 管理運営に支障がないよう従業員を配置し勤務体制を整備するとともに、不測の事態に備えて代替の従業員の確保に努めること。

※施設管理等に関する専門業務について、委託に拠らずに施設従業員が担当する場合は、各種法令に基づき当該業務に必要な有資格者を配置すること。

② 開館中は統括責任者の任務を負うものを常に配置すること。

③ 管理監督的な地位にある者で防火管理者の資格を有するものを必ず配置し、その者の氏名を報告すること。ただし、適正に防火管理業務が行える場合は、本社（部）等の社員を防火管理者とすることができる。防火管理者を変更した場合は速やかに改定し、報告すること。

(2) 従業員の雇用

① 従業員の雇用にあたっては、積極的な地元市民の雇用に努めること。

② 現在、きんたの里で雇用されている従業員については、継続雇用の希望の有無を確認し、可能な範囲内で継続雇用に配慮すること。

(3) 研修の実施

従業員の資質の向上、管理運営に必要な知識と技術の習得等を目的とした研修の実施に努めること。

(4) 法令遵守

全ての従業員の勤務形態等について、労働基準法、労働安全衛生法等労働関係法令を遵守すること。

## 8 業務報告及び調査等

### (1) 事業計画書の提出

翌年度の管理運営に関する事業計画書を作成し、市が指定する期日までに市へ提出すること。

### (2) 事業報告書の提出

① 毎年度終了後の5月末日までに事業報告書を作成し市に提出すること。ただし、修繕費の精算に必要となる書類は、毎年度終了後の4月末日までに提出すること。

② 事業報告書に記載する主な内容は次のとおりとする。

- ア 指定管理業務の実施状況
- イ 施設等の利用状況
- ウ 利用料金等の収入実績
- エ 管理運営費の収支・決算状況
- オ 自主事業の実施状況
- カ その他必要な事項

### (3) 月次報告書類の提出

① 毎月、「月別利用状況等報告書」を作成し、翌月20日までに市へ提出すること。

② 「月別利用状況等報告書」に記載する主な内容は次のとおりとする。

- ア 施設等の利用状況及び利用料金等の収入実績
- イ 施設の管理状況
- ウ その他必要な事項

### (4) その他の報告等

① 「月別宿泊者数調査」及び「島根県月別主要観光施設等動向」を毎月作成し、市が別に指定する日までに市へ提出すること。

② 「公共施設エネルギー使用状況調査」を毎年作成し、市が別に指定する日までに市へ提出すること。

③ 太陽熱利用給湯設備に関する再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業に係るCO<sub>2</sub>削減調査に対し、誠実に対応すること。

### (5) 点検及び調査等

① 経営状況、管理状況、利用状況等の報告については、市の求めに応じ、直ちに報告すること。

② 市は、必要に応じて業務の点検及び実地調査を行い、適切に業務が行われていると認められない場合又は利用者が施設を利用する上で明らかに利便性を欠く場合は、指定管理者に対して改善の指示を行うことがある。

③ 市は、指定管理者が上記②の指示に従わないとき、又は指示によっても業務内容に改善が見られないと認められるときは、指定管理者の指定の取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがある。

④ 指定管理者は、市が実施するモニタリングに対し、誠実に対応すること。

⑤ 市は、業務点検の結果を公表することがある。

⑥ 事業報告書及び管理に関する帳票等は常に整理し、5年間保存すること。

## 9 災害等への対策及び安全確保

自然災害、人為災害、事故等のあらゆる緊急事態、非常事態、不測の事態については、次のとおり対応すること。

### (1) 予防対策

- ① 危機管理体制を整備するとともに、各種対応マニュアルを作成し、従業員へ周知すること。
- ② 各種研修や訓練を行い、従業員が適切に対応できるよう指導すること。
- ③ 消火訓練、避難訓練等を適宜実施し、消防署から指摘があった場合は、ただちに改善すること。
- ④ その他想定される予防対策として必要な措置を講じること。

### (2) 発生時の対応

- ① 利用者の安全を確保するため、避難誘導や負傷者・急病人の対応等適切な措置を遅滞なく講じること。
- ② 事故・災害等に対する適切な処置を行った上で、速やかに市に状況を報告すること。また、警察署、消防署等の関係機関へ適切に通報すること。
- ③ 再発防止のため、災害等の原因を調査し、市及び関係機関と連携して必要な対策を講じること。
- ④ 停電時は、施設の復旧を遅滞なく行うこと。
- ⑤ 市又は指定管理者に損害、損失又は追加費用が発生する恐れがあるときは、発生する損害、損失及び増加費用が最小限となるよう努めるとともに、速やかに市に報告すること。

## 10 指定期間終了による業務引継ぎ等

### (1) 業務の引き継ぎ

- ① 指定期間終了後は、次期指定管理者が円滑かつ支障がなく本施設を運営できるよう業務を引き継ぐこと。
- ② 次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。特に、施設の利用予約に関しては遺漏がないよう十分に留意すること。
- ③ 引継ぎの方法や日程等については、市及び指定管理者の協議により決定すること。
- ④ 上記①～③については、指定管理者の指定の取消等により業務を引き継ぐ場合も同様とする。

### (2) 原状回復

- ① 指定期間が終了した場合、又は指定が取り消された場合は、市の指示に従って施設等の原状回復をすること。
- ② 指定管理者が設置した設備及び器具類については撤去すること。ただし、市が指示し又は認めるときは、この限りではない。
- ③ 指定管理者の負担により行った施設等の原状変更又は設備及び器具類の設置については、市が指示し、又は協議で定める場合を除き、市に帰属するものとし、指定管理者は、将来にわたりその権利を主張しないこと。



## 11 業務の継続が困難となった場合の措置

- (1) 指定管理者は、業務の継続が困難となった場合、又はその恐れが生じた場合は、速やかに市に報告しなければならない。
- (2) 指定管理者の財政状況が著しく悪化するなど、指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難と認められる場合には、市は、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定の取り消しを命ずる場合がある。
- (3) 指定管理者は、上記(2)による指定の取り消し、又は業務の全部又は一部の停止により生じた損害を市に賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力やその他市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合は、市と指定管理者で協議の上、業務継続の可否等について決定すること。
- (5) 指定管理者は、次のいずれかに該当するときは、市に対して指定の取り消し、又は指定管理業務の停止を申し出ることができる。
  - ① 市が協定書又はこの仕様書の規定を履行せず、又は違反したとき。
  - ② 市の責めに帰すべき事由により、指定管理者が損害又は損失を被り、業務の継続が困難になったとき。
- (6) 市は、指定の取り消し、又は指定管理業務の停止の申出を受けたときは、必要に応じて指定管理者と協議し、その処置を決定する。

## 12 情報の取扱い等

情報の取扱いについては次のとおりとし、指定管理者でなくなった場合も同様に取り扱うこと。

- (1) 情報公開
  - ① 公共施設であることを認識し、浜田市情報公開条例の趣旨に則って、管理運営の透明性を高めるよう努めること。
  - ② 文書の開示等情報公開については、浜田市情報公開条例に準じて行うこと。
  - ③ 閲覧等の請求があったときは、個人の情報がみだりに公にならないよう最大限に配慮した上でこれに応じること。
  - ④ 指定管理業務にあたって、作成し又は取得した文書は、適正な管理・保存を行うこと。
  - ⑤ 指定管理者又は指定管理業務の全部又は一部に従事する者は、業務上知り得た秘密及び市の行政事務等で一般に公開されていない事項については、外部に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。
- (2) 個人情報保護
  - ① 指定管理業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、浜田市個人情報保護条例及びその他関係法令等の規定を遵守すること。
  - ② 浜田市個人情報保護条例を遵守するよう従業員に周知・徹底を図り、個人情報の漏洩、滅失及びき損等の事故を防止し、かつ、適切な管理を行うために必要な措置を講じること。

### 13 その他留意事項

#### (1) 行政財産の目的外使用

- ① 法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づく行政財産の目的外使用の許可については市が行うこと。
- ② 市が、きんたの里において行政財産の目的外使用を許可している団体等に対しては、必要に応じて連絡・調整の上、適切な管理運営を行うこと。

#### (2) 日帰り入湯税の課税免除

入湯料金が 1,000 円以下の日帰り入浴客については、平成 31 年 4 月から入湯税の課税免除対象者になるが、宿泊客については現行どおり課税対象のまま変更はないので留意すること。

#### (3) 市政策への協力等

- ① 市が主催し、きんたの里で行う事業等には積極的に協力すること。
- ② 行政刊行物や類似公共施設のチラシの配置及びポスター掲示等に協力すること。
- ③ 誘客等において、浜田自動車道金城スマートインターチェンジの利用促進に努めること。

#### (4) 駐車場の共同使用

都市と農村の共生による農業農村の活性化及び農業その他地場産業の振興に資するため、きんたの里の駐車場を隣接する「神楽ショップくわの木」及び「プチマタン」が使用することを認めている。

### 14 協議

この仕様書に定めのない事項並びに指定管理業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と指定管理者が誠意を持って協議し、決定すること。

### 15 添付書類

#### (1) リフレパークきんたの里 物件一覧及び関係図面（別紙1-1～1-3）

※図面の閲覧を希望される場合は、浜田市金城支所産業建設課へお越しくください。

- (2) リフレパークきんたの里 利用人数及び決算状況（別紙2-1・2-2）
- (3) リフレパークきんたの里 備品リスト（別紙3）
- (4) リフレパークきんたの里 修繕及び改修工事実施状況（別紙4）
- (5) リフレパークきんたの里 委託及びリース契約一覧（別紙5）
- (6) 湯屋温泉 温泉成分揭示事項（別紙6）

## リフレパークきんたの里 物件一覧

## 1 土地 (4 筆)

- |     |                      |                         |
|-----|----------------------|-------------------------|
| (1) | 浜田市金城町七条イ 980 番地 1   | 6,580.90 m <sup>2</sup> |
| (2) | 浜田市金城町七条イ 980 番地 7   | 305.00 m <sup>2</sup>   |
| (3) | 浜田市金城町下来原 1541 番地 25 | 6,974.73 m <sup>2</sup> |
| (4) | 浜田市金城町下来原 1541 番地 26 | 1,261.77 m <sup>2</sup> |

## 2 建物等

- |     |  |
|-----|--|
| (1) | 管理棟 584.35 m <sup>2</sup><br>風除室、ロビー、食堂、暖房、売店、事務室、押入、ロッカー室、休憩室、<br>倉庫、トイレ                          |
| (2) | 浴場棟 478.06 m <sup>2</sup><br>浴場、サウナ、洗場、脱衣・洗面場、機械室、休憩室、倉庫、トイレ                                       |
| (3) | 露天風呂 261.00 m <sup>2</sup>   |
| (4) | 宿泊棟 786.80 m <sup>2</sup><br>宿泊室 (14 室)、リネン室、倉庫、パントリー<br>※宿泊室 14 室のうち 1 室は、現指定管理者が運用で宴会室として使用している。 |
| (5) | ふるさと交流棟 343.89 m <sup>2</sup><br>ふるさと交流室、倉庫、パントリー、トイレ  |
| (6) | 渡り廊下 46.86 m <sup>2</sup>  |

## 3 付帯施設

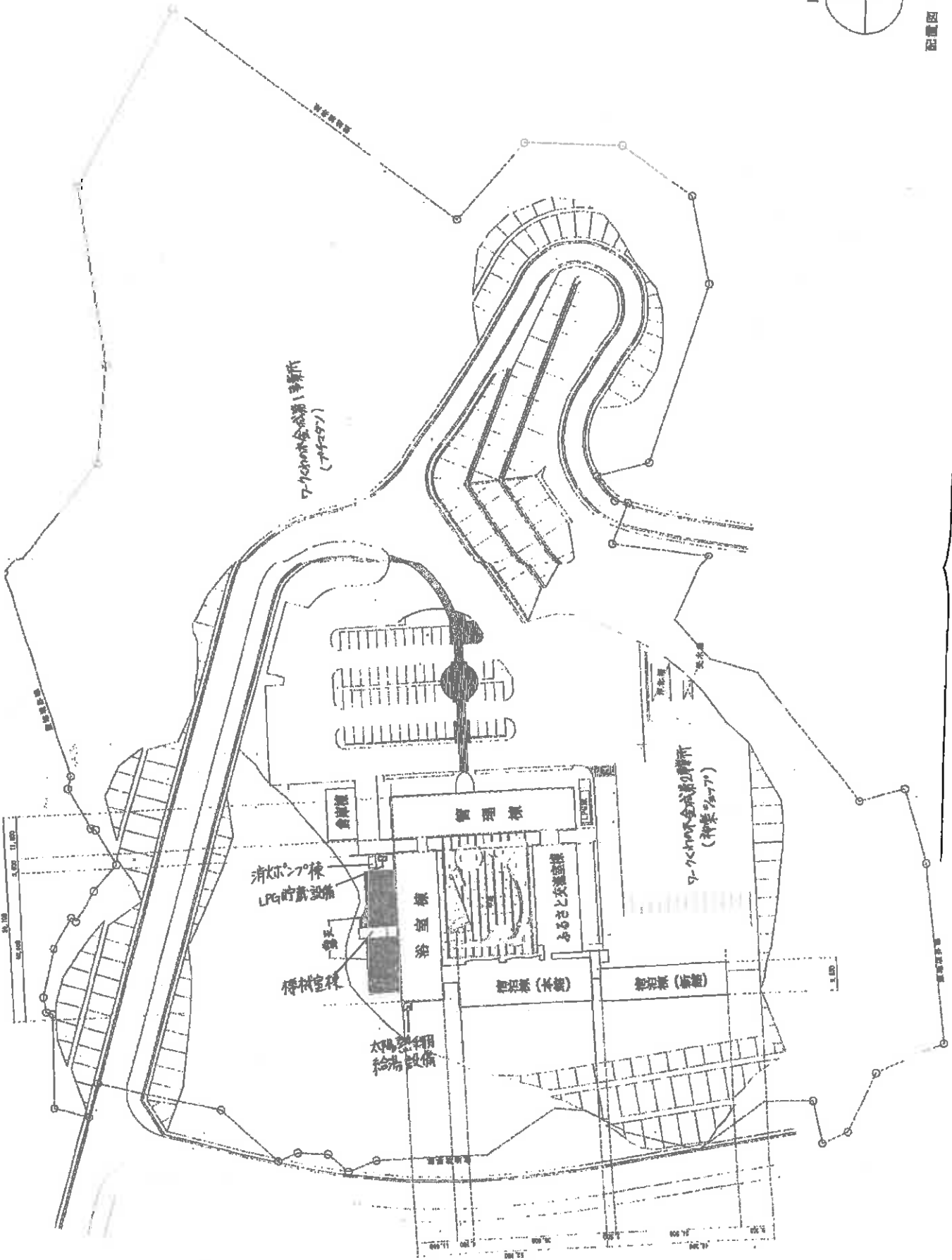
- |     |  |
|-----|--|
| (1) | 屋内設備<br>屋内電気設備、給排水設備、冷暖房設備、冷蔵設備、非常用放送設備、<br>給湯設備、温泉配管設備、浴槽ろ過設備 |
| (2) | 屋外施設   |
| ①   | 倉庫棟 112.00 m <sup>2</sup>                                      |
| ②   | 消火ポンプ棟 6.00 m <sup>2</sup>                                     |
| ③   | 機械室棟 19.58 m <sup>2</sup>                                      |
| ④   | L P G 庫棟 22.95 m <sup>2</sup>                                  |
| ⑤   | 浄化槽設備 一式   |
| ⑥   | 駐車場 90 台   |
| ⑦   | 屋外照明設備 一式  |
| ⑧   | 植栽 一式  |
| ⑨   | 太陽熱利用給湯設備 一式   |
| ⑩   | L P G 貯蔵設備 2.16 m <sup>2</sup>                                 |



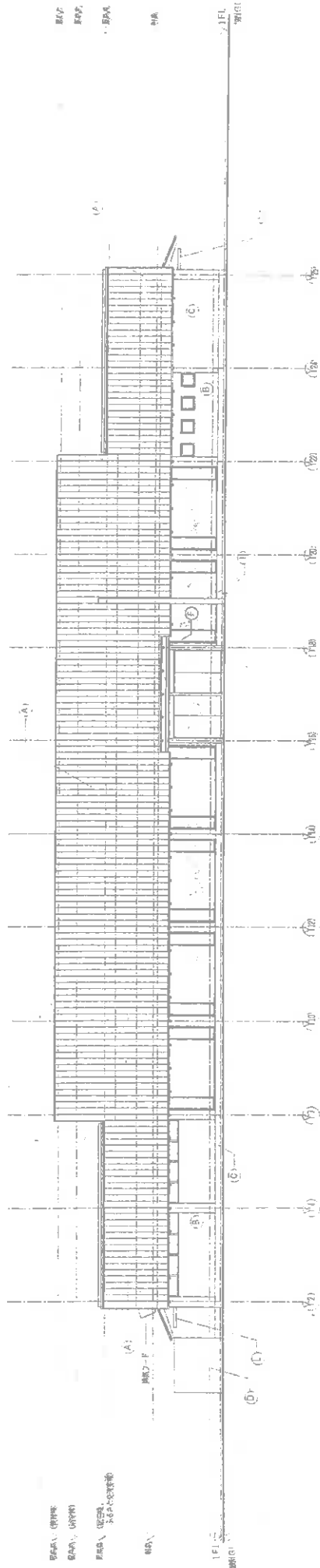
配置図 S=1:700

**OKI.AA**

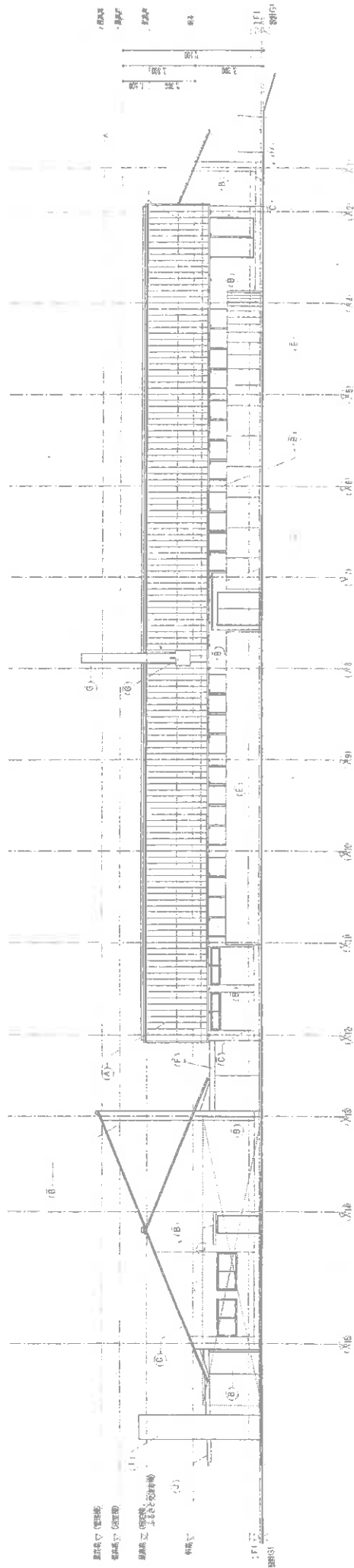
HOKUMOTO ARCHITECTS & ASSOCIATES  
P-5 Haraori, 4-1-10 Inaba, In-Ward, Tokyo



|       |                       |
|-------|-----------------------|
| TITLE | (2007) 豊水地区 豊水地区再開発工事 |
| 作成者   | 株式会社 豊水地区再開発株式会社      |
| 図面番号  | 2-150000全棟竣工済 (2007)  |
| 縮尺    | 1:700                 |
| 作成日   | 2007.10.10            |
| 作成者   | 豊水地区再開発株式会社 設計課       |



管理棟 立面図 1:100

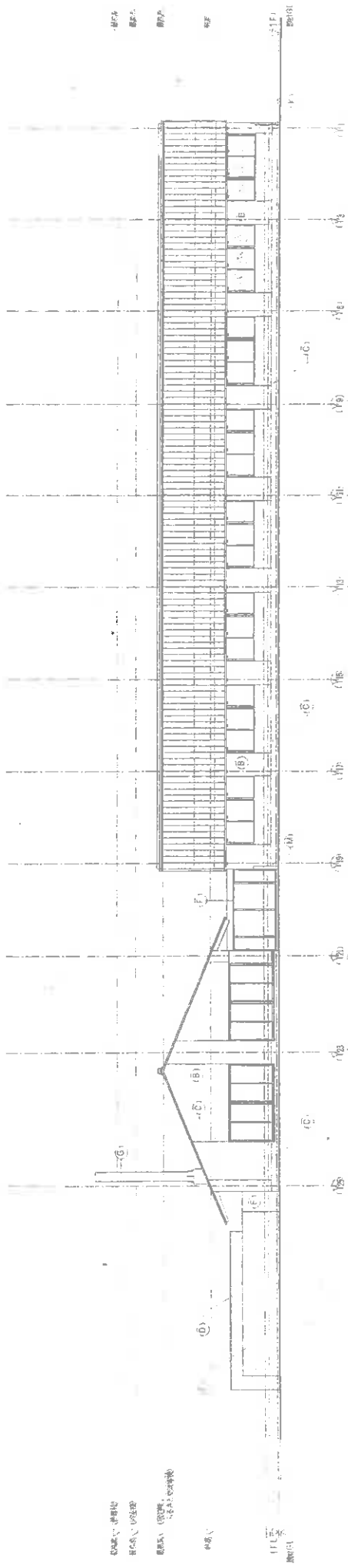


拾運棟 立面図 1:100

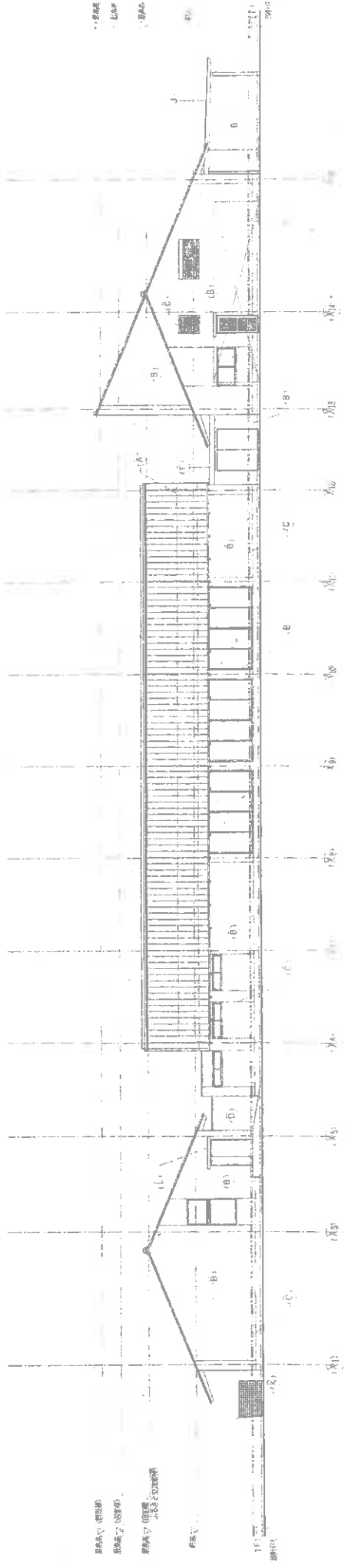
凡例

- (A) 和瓦 (谷州瓦)
- (B) コンクリート打ち出し部の上 珪藻土 珪藻土
- (C) 珪藻土 珪藻土
- (D) コンクリート打ち出し部の上 珪藻土 珪藻土
- (E) コンクリート打ち出し部の上 珪藻土 珪藻土
- (F) コンクリート打ち出し部の上 珪藻土 珪藻土
- (G) コンクリート打ち出し部の上 珪藻土 珪藻土
- (H) コンクリート打ち出し部の上 珪藻土 珪藻土
- (I) コンクリート打ち出し部の上 珪藻土 珪藻土
- (J) コンクリート打ち出し部の上 珪藻土 珪藻土

- (1) 管理棟 珪藻土 珪藻土 珪藻土 珪藻土 珪藻土 珪藻土
- (2) 管理棟 珪藻土 珪藻土 珪藻土 珪藻土 珪藻土 珪藻土
- (3) 管理棟 珪藻土 珪藻土 珪藻土 珪藻土 珪藻土 珪藻土
- (4) 管理棟 珪藻土 珪藻土 珪藻土 珪藻土 珪藻土 珪藻土
- (5) 管理棟 珪藻土 珪藻土 珪藻土 珪藻土 珪藻土 珪藻土
- (6) 管理棟 珪藻土 珪藻土 珪藻土 珪藻土 珪藻土 珪藻土
- (7) 管理棟 珪藻土 珪藻土 珪藻土 珪藻土 珪藻土 珪藻土
- (8) 管理棟 珪藻土 珪藻土 珪藻土 珪藻土 珪藻土 珪藻土
- (9) 管理棟 珪藻土 珪藻土 珪藻土 珪藻土 珪藻土 珪藻土
- (10) 管理棟 珪藻土 珪藻土 珪藻土 珪藻土 珪藻土 珪藻土



浴室棟 立面図 1:100  
(本館)



交流客棟 立面図 1:100  
(本館)

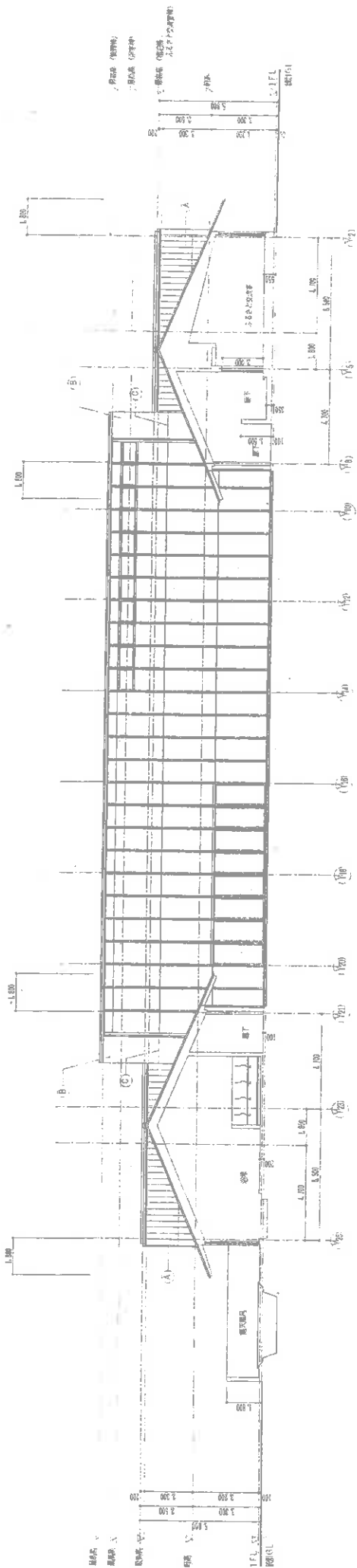
1F 玄関  
2F 浴室棟  
3F 交流客棟

1F 玄関  
2F 交流客棟  
3F 交流客棟

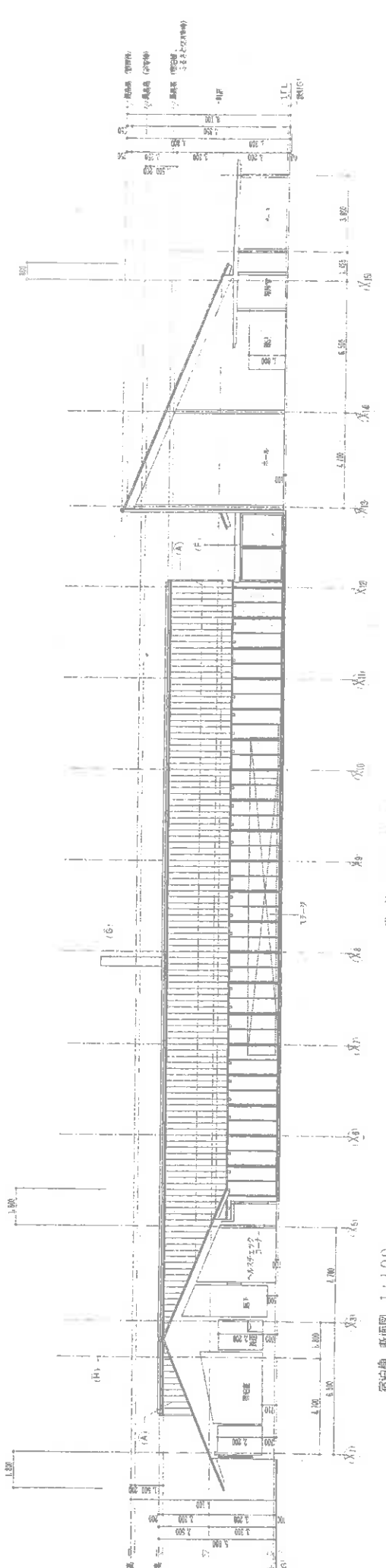
凡例

- (A) 屋根 (Roof)
- (B) コンクリート打込基礎 (Concrete foundation)
- (C) 外壁 (Exterior wall)
- (D) 窓枠 (Window frame)
- (E) コンクリート打込基礎 (Concrete foundation)
- (F) 床 (Floor)

- (1) 屋根 銅板葺
- (2) 外壁 コンクリート打込基礎の上のコンクリート打込基礎
- (3) 窓枠 アルミサッシ
- (4) 床 コンクリート打込基礎の上のコンクリート打込基礎
- (5) コンクリート打込基礎 (1階)
- (6) 床 コンクリート打込基礎の上のコンクリート打込基礎



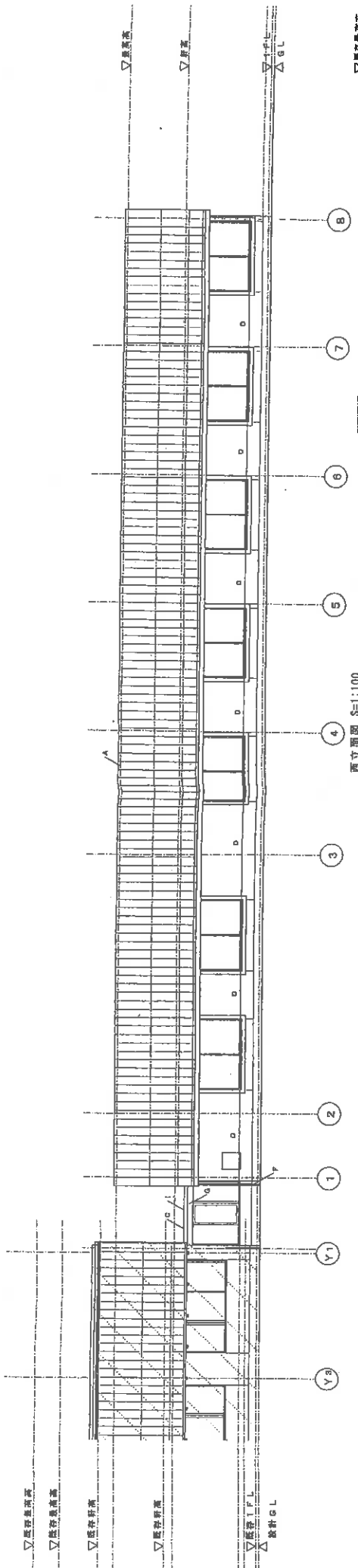
管理棟 立面図 1:100  
 浴室棟 断面図 1:100  
 浴室棟 立面図 1:100



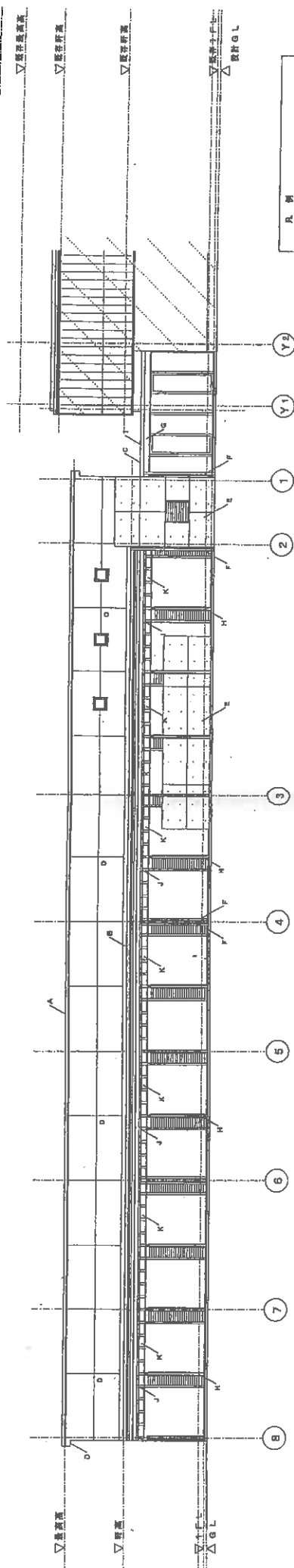
管理棟 断面図 1:100  
 浴室棟 立面図 1:100

凡例

- (A) 取壊 (在棟)
- (B) コンクリート打ち出し部の上 取壊
- (C) 取壊 15 x 15
- (D) コンクリート打ち出し部の上 取壊
- (E) コンクリート打ち出し部の上 取壊
- (F) スチール工
- (H) 取壊 (在棟)
- (I) 新築 浴室棟 フルスケール打ち出し部の上 取壊
- (J) 新築 浴室棟 フルスケール打ち出し部の上 取壊
- (K) フラスコ
- (L) 新築 コンクリート打ち出し部の上 取壊
- (M) 新築 コンクリート打ち出し部の上 取壊
- (N) 新築 コンクリート打ち出し部の上 取壊

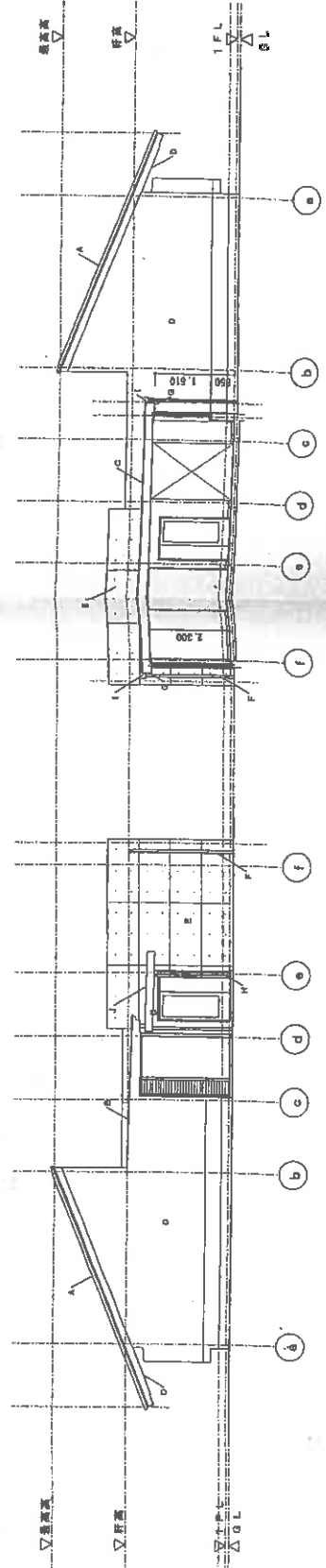


西立面图 S=1:100



東立面图 S=1:100

| 凡例 |                      |
|----|----------------------|
| A  | 外立壁 (白磁瓦) 一層、屋上防水    |
| B  | 20分厚FRC上、吹置70分排水     |
| C  | 屋上防水層 15.00上、吹置70分排水 |
| D  | 20分厚FRC上、吹置70分排水     |
| E  | 20分厚FRC上、吹置70分排水     |
| F  | 20分厚FRC上、吹置70分排水     |
| G  | 20分厚FRC上、吹置70分排水     |
| H  | 20分厚FRC上、吹置70分排水     |
| I  | 20分厚FRC上、吹置70分排水     |
| J  | 20分厚FRC上、吹置70分排水     |
| K  | 20分厚FRC上、吹置70分排水     |



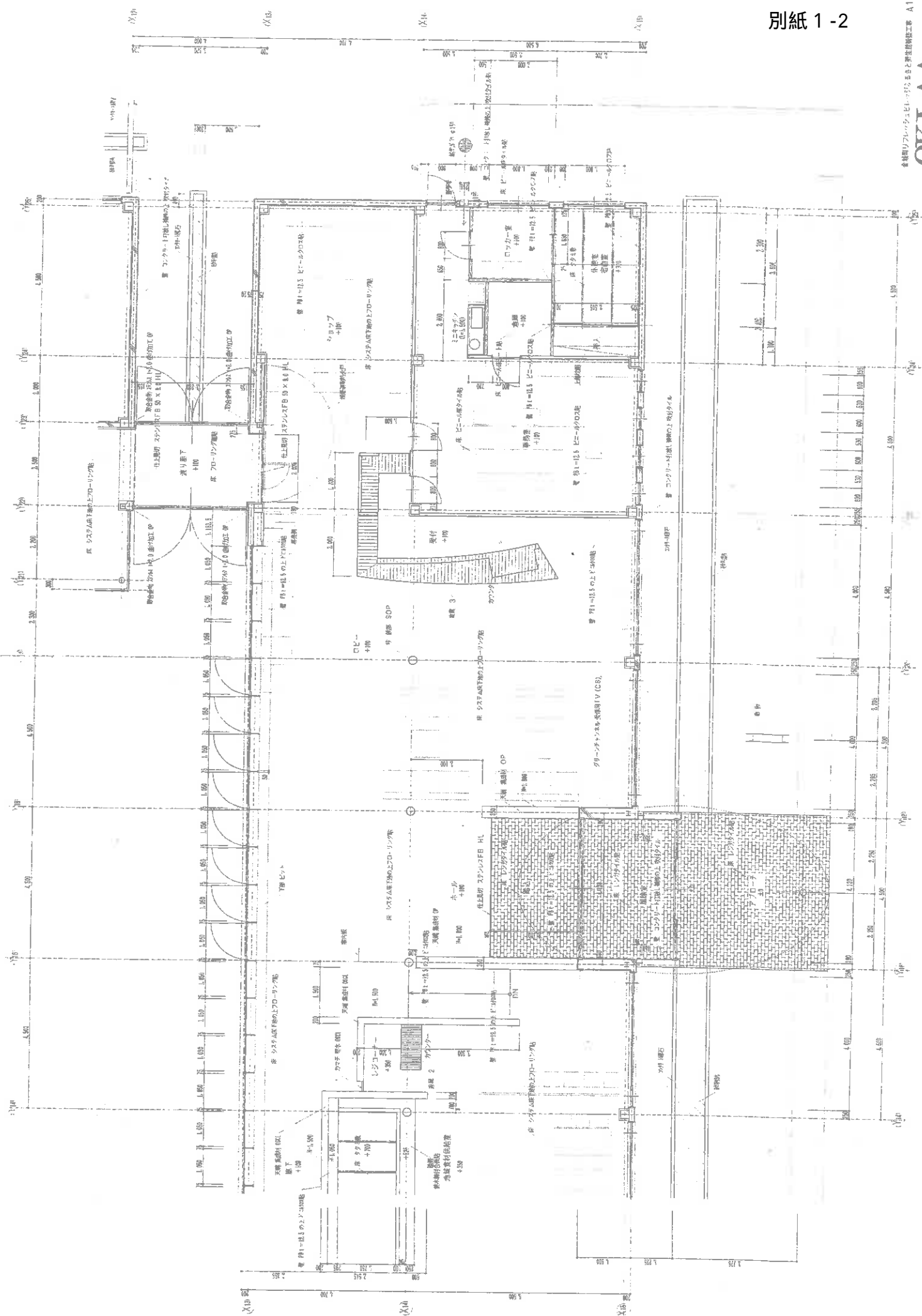
北立面图 S=1:100

宿泊棟 (新館)

TITLE (名称) 中心公園 遊園工事  
 株式会社 沖野建築設計事務所  
 一都廳土木建築部 00029 沖野 圭 監  
 一都廳土木建築部 00029 0011 0001号

Fig. A-10









Y2b

Y2B

(121)

別紙 1 - 2

各室棟 平面詳細図 Z 00

各室棟平面詳細図 Z 00

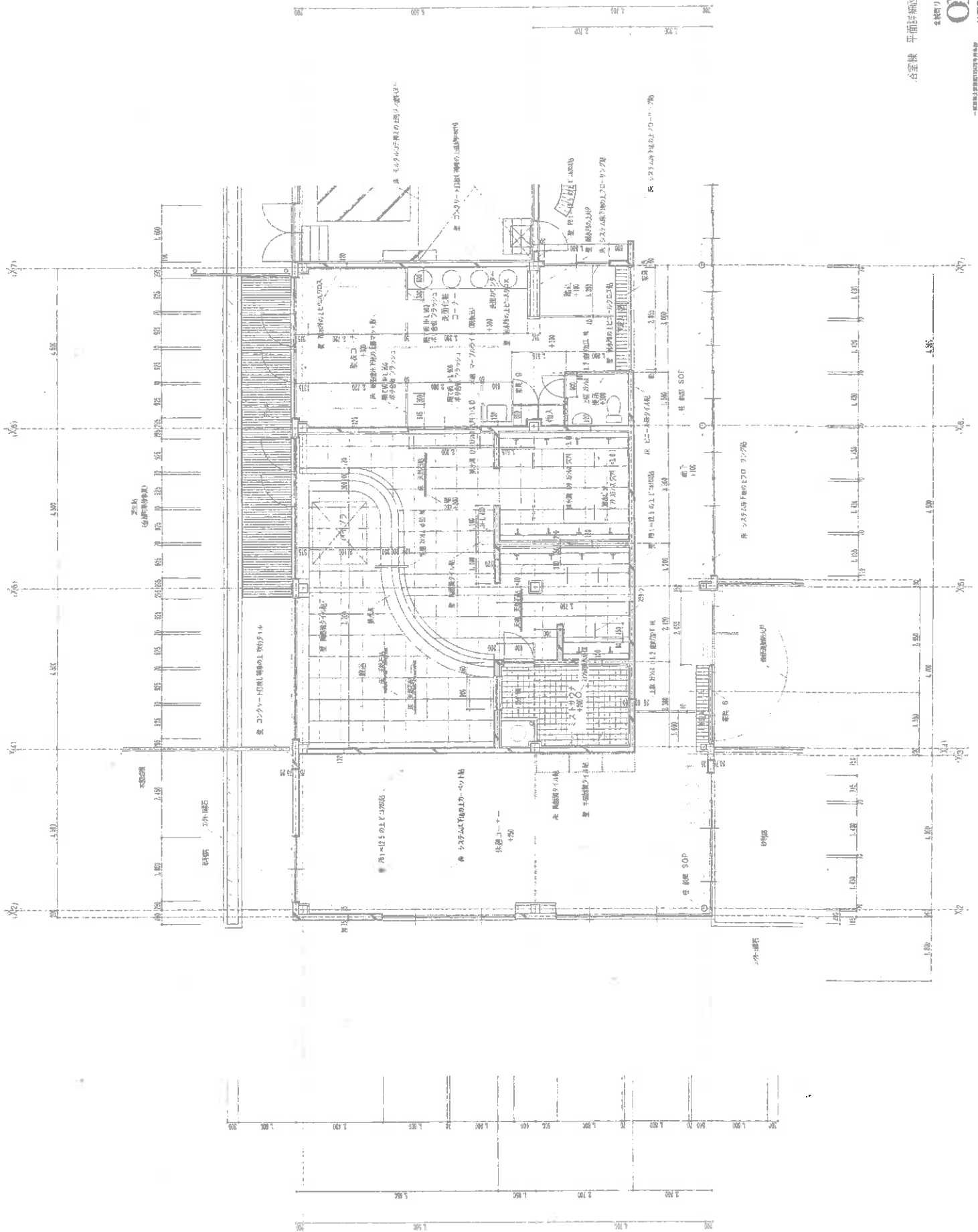
OKI.AA

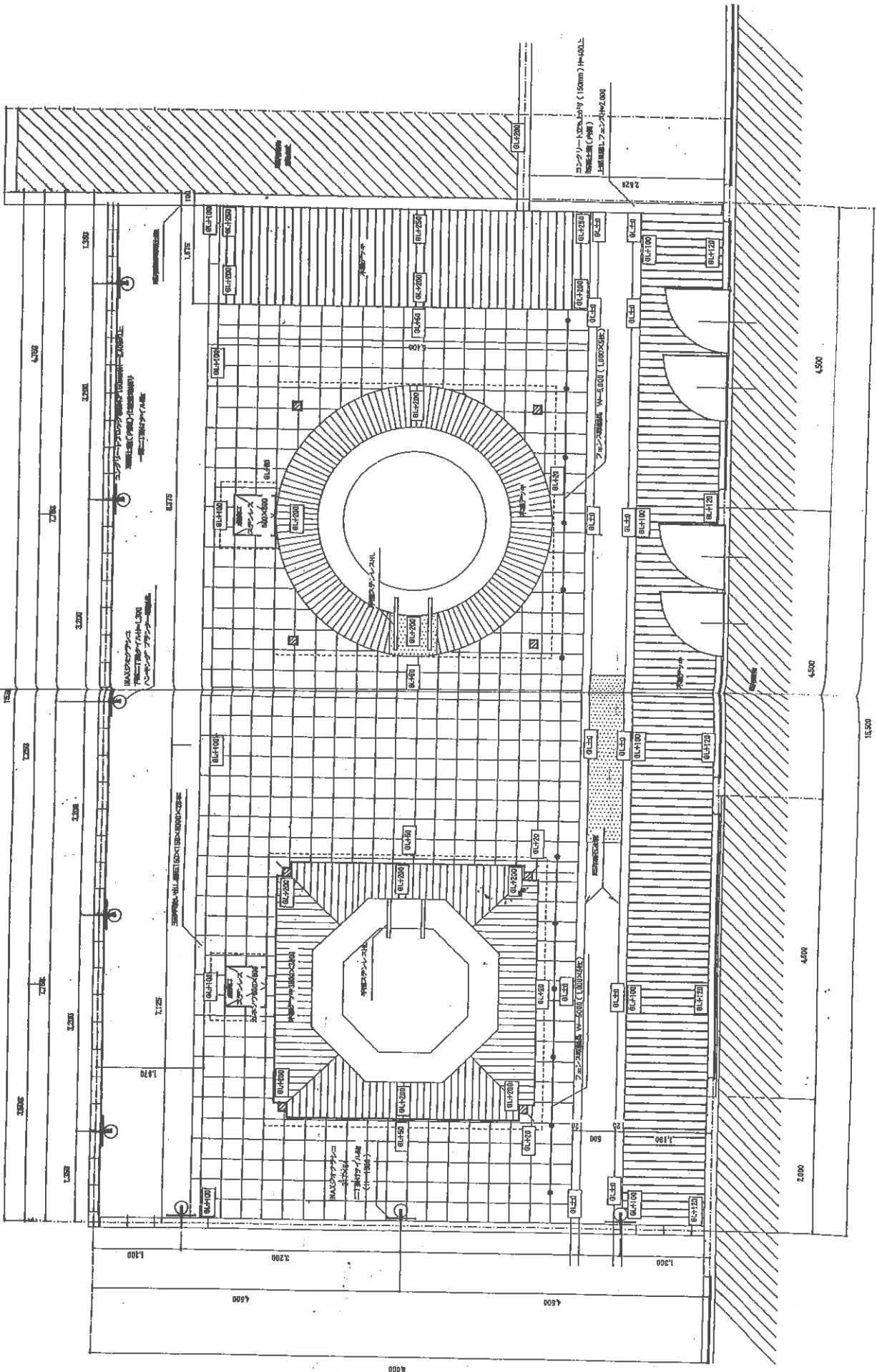
OKI.AA ARCHITECTS & ASSOCIATES  
2-8-1, Nishi-Shinjuku 2-Chome, Shinjuku-Ku, Tokyo 163-0292, Japan

Y2b

Y2B

(121)





**OKI.AA**

HOKUMOTO ARCHITECTS & ASSOCIATES  
 〒4-1000 東京都中央区新富町1-10-10  
 TEL: 03-6262-1111 FAX: 03-6262-1112

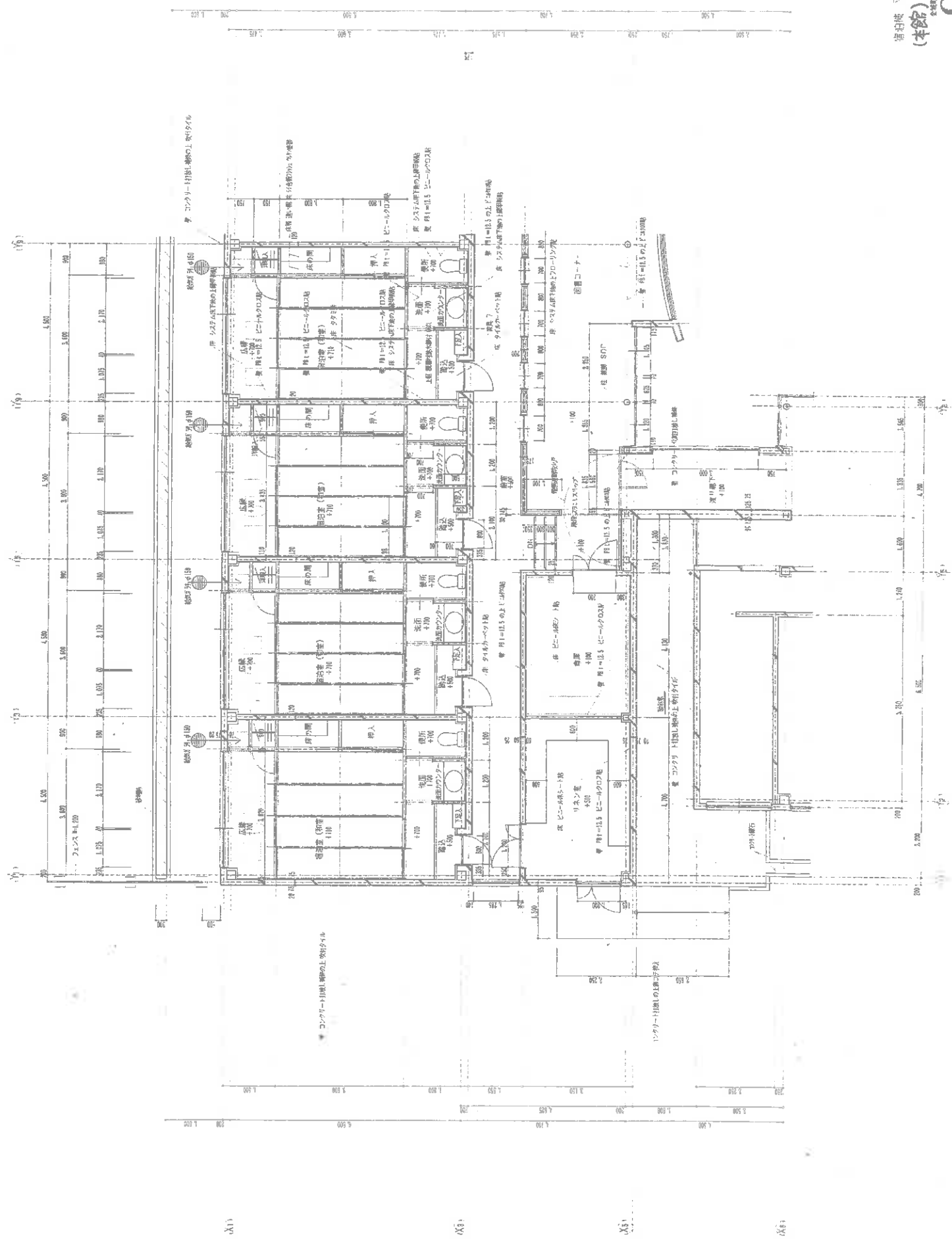
TITLE (建築) 香川大学 香川大学 香川大学 香川大学

NO. A

香川大学 香川大学 香川大学 香川大学

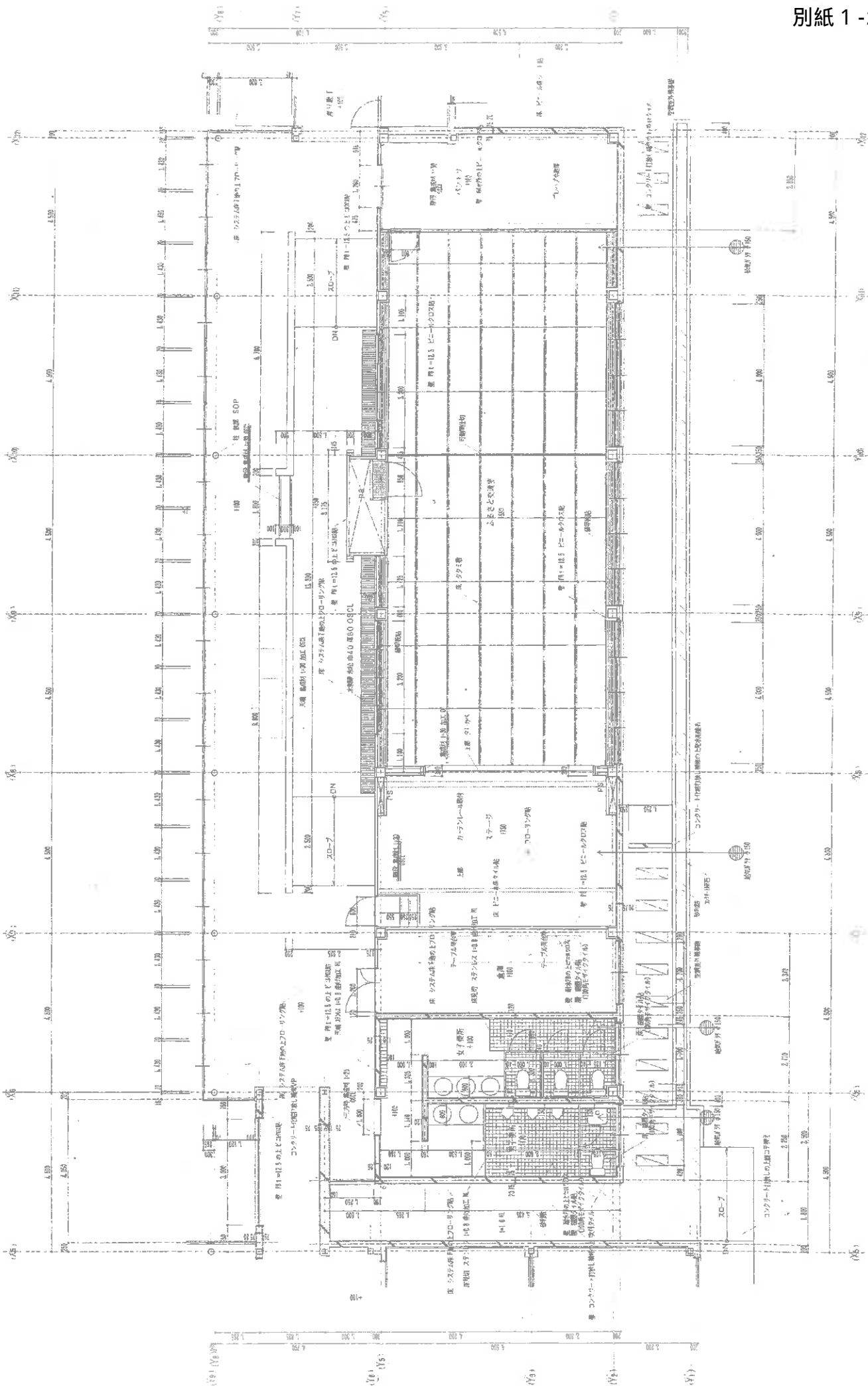






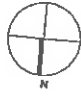
海泊城 平面詳細図 2-11103  
 (本館)  
 全業種リノベーション・エレクトリック・ビルと建築設計事務所 A21  
**OKI,AA**  
 HOYAKO ARCHITECTS & ASSOCIATES  
 〒3-3-3 Hamaori, Minato-ku, Tokyo, Japan  
 TEL: 03-5561-1111 FAX: 03-5561-1112  
 www.oki-aa.com





平野建築事務所 平面詳細図 1/50

1階平面図 S=1:100



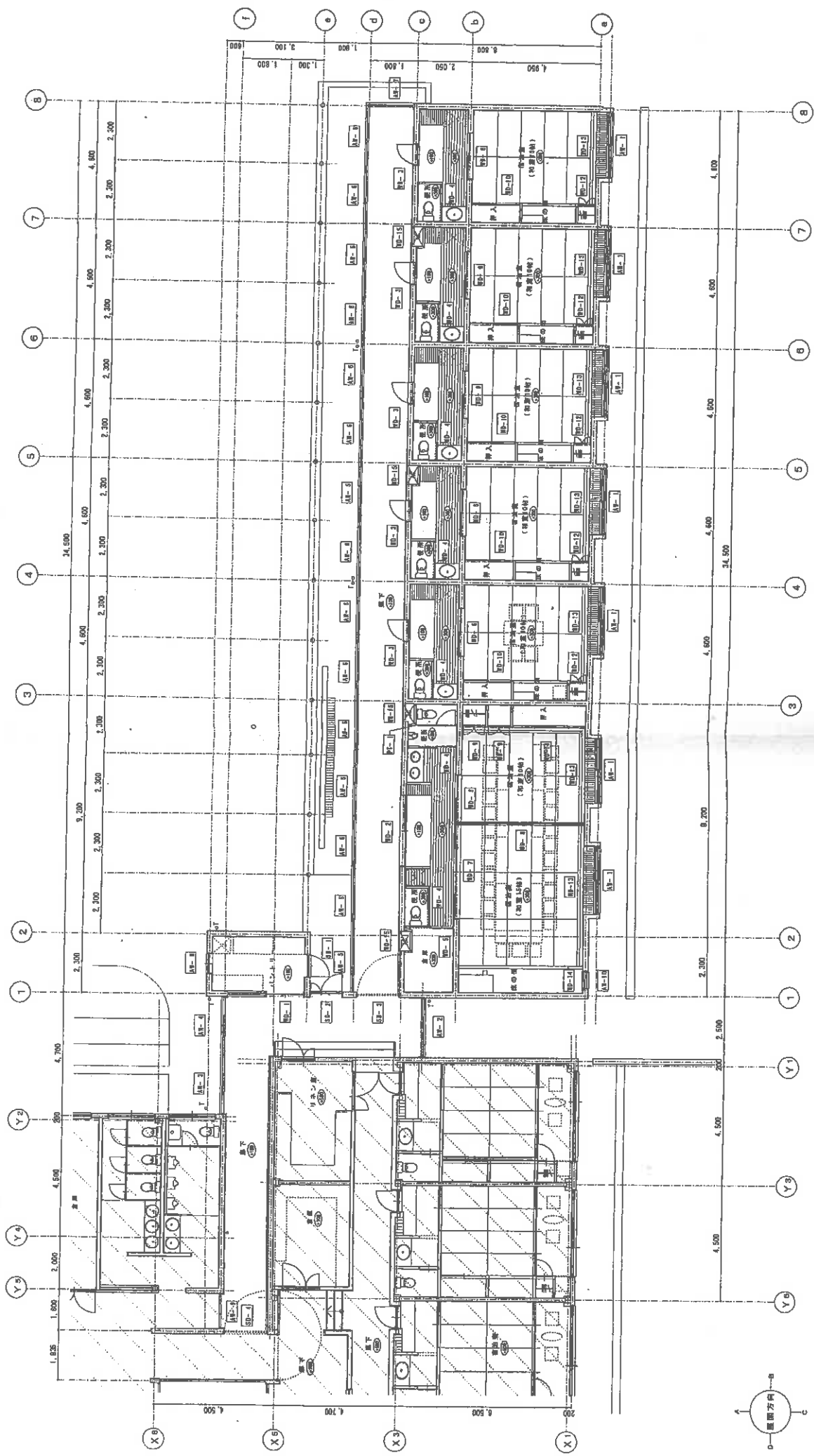
宿泊棟 (新館)

TITLE (名称) 香川大学 新館 建築工事

所在地 香川県高松市東町 外 水 敷

No. A-8

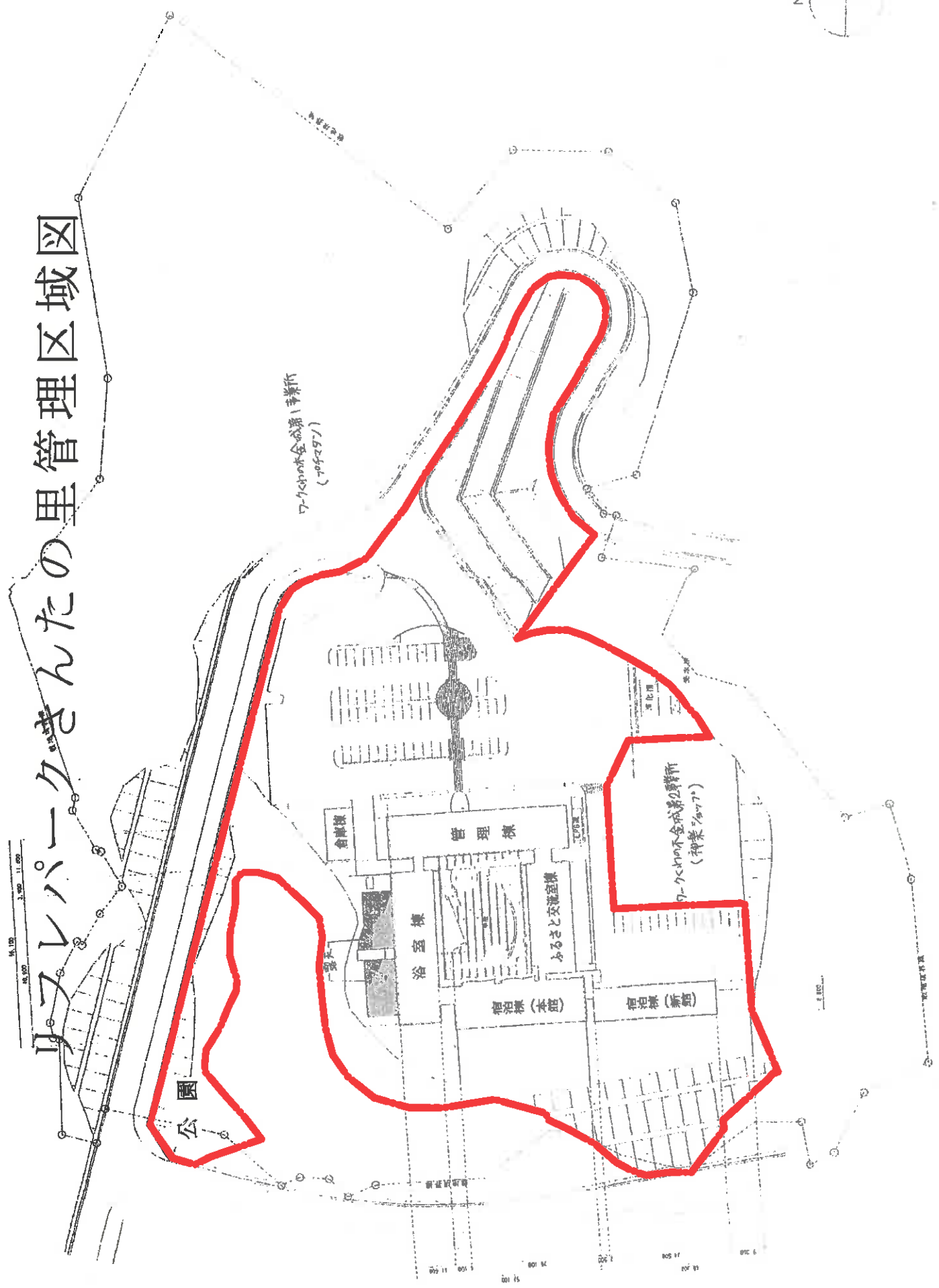
一 香川大学 香川県高松市東町 1-1 189-118



| 凡 例      |   |   |
|----------|---|---|
| コンクリート造床 | 床 | 床 |
| コンクリート造床 | 床 | 床 |
| コンクリート造床 | 床 | 床 |
| コンクリート造床 | 床 | 床 |



# リブレパークさんの里管理区域図



## リフレパークきんたの里 利用人数

平成27年度

(単位人)

| 科目名     | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月    | 2月    | 3月    | 合計     |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 入場者数    | 7,200 | 8,138 | 6,253 | 6,591 | 9,969 | 6,562 | 6,123 | 6,551 | 7,114 | 8,042 | 5,263 | 6,562 | 84,368 |
| 入浴者数    | 3,589 | 4,134 | 2,693 | 2,987 | 5,349 | 3,154 | 2,775 | 2,876 | 3,433 | 4,452 | 2,751 | 2,711 | 40,904 |
| レストラン人数 | 4,796 | 5,595 | 4,103 | 4,810 | 6,259 | 4,843 | 4,203 | 4,154 | 4,124 | 4,498 | 3,372 | 5,268 | 56,025 |
| 宿泊人数    | 577   | 622   | 519   | 477   | 770   | 455   | 609   | 690   | 555   | 416   | 298   | 461   | 6,449  |
| 宴会人数    | 604   | 754   | 973   | 647   | 662   | 494   | 607   | 875   | 1,021 | 892   | 495   | 722   | 8,746  |

平成28年度

(単位人)

| 科目名     | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月    | 2月    | 3月    | 合計     |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 入場者数    | 6,081 | 7,477 | 5,570 | 6,132 | 8,591 | 5,131 | 5,704 | 5,557 | 5,964 | 7,051 | 5,114 | 6,715 | 75,087 |
| 入浴者数    | 2,825 | 3,702 | 2,284 | 2,879 | 4,263 | 2,165 | 2,297 | 2,187 | 2,523 | 3,602 | 2,366 | 2,787 | 33,880 |
| レストラン人数 | 4,278 | 5,062 | 3,778 | 4,607 | 6,399 | 4,527 | 4,502 | 4,106 | 3,942 | 4,390 | 3,659 | 5,013 | 54,263 |
| 宿泊人数    | 448   | 466   | 428   | 430   | 761   | 361   | 565   | 594   | 387   | 360   | 375   | 580   | 5,755  |
| 宴会人数    | 633   | 747   | 949   | 485   | 274   | 319   | 556   | 714   | 1,053 | 854   | 520   | 806   | 7,910  |

平成29年度

(単位人)

| 科目名     | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月   | 12月   | 1月    | 2月    | 3月    | 合計     |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 入場者数    | 5,555 | 6,443 | 4,747 | 5,262 | 7,969 | 4,578 | 5,076 | 5,390 | 5,231 | 6,045 | 4,047 | 4,992 | 65,335 |
| 入浴者数    | 2,541 | 3,187 | 2,042 | 2,404 | 4,204 | 2,010 | 2,151 | 2,152 | 2,559 | 3,420 | 2,053 | 1,655 | 30,378 |
| レストラン人数 | 4,024 | 4,676 | 3,629 | 3,637 | 5,604 | 3,663 | 4,010 | 3,653 | 3,124 | 3,482 | 2,825 | 4,316 | 46,643 |
| 宿泊人数    | 433   | 412   | 301   | 413   | 511   | 326   | 458   | 505   | 275   | 283   | 183   | 388   | 4,488  |
| 宴会人数    | 539   | 472   | 566   | 581   | 383   | 377   | 430   | 865   | 810   | 581   | 381   | 763   | 6,748  |

※H30. 10. 12に平成29年度の宿泊人数を修正しました。

## リフレパークきんたの里 決算状況

(単位:円)

| 項 目              | H27 実績      | H28 実績      | H29 実績      |
|------------------|-------------|-------------|-------------|
| ①売上高             | 217,055,813 | 198,085,189 | 163,082,238 |
| ②売上原価            | 66,563,145  | 59,077,628  | 46,907,381  |
| ③販売・一般管理費        | 165,287,651 | 154,371,580 | 137,460,304 |
| (給料手当)           | 77,808,497  | 74,637,096  | 67,249,830  |
| (雑給)             | 549,743     | 900,224     | 128,275     |
| (旅費交通費)          | 2,125,656   | 1,991,967   | 2,038,890   |
| (広告宣伝費)          | 2,016,660   | 2,449,756   | 921,774     |
| (温泉使用料)          | 203,823     | 195,554     | 176,628     |
| (支払手数料)          | 1,783,453   | 1,805,893   | 805,788     |
| (車両関連経費)         | 3,759,931   | 2,202,044   | 1,929,356   |
| (印刷製本費)          | 1,178,872   | 557,272     | 170,000     |
| (サービス用品費)        | 1,259,536   | 1,012,372   | 790,427     |
| (役員報酬)           | 2,880,000   | 2,340,000   | 0           |
| (法定福利費)          | 9,309,157   | 9,332,024   | 7,387,886   |
| (福利厚生費)          | 1,426,771   | 1,325,656   | 1,173,075   |
| (減価償却費)          | 555,917     | 470,981     | 309,016     |
| (地代家賃)           | 7,440,737   | 7,440,736   | 7,440,736   |
| (修繕費)            | 1,607,355   | 1,479,947   | 1,089,471   |
| (事務用消耗品費)        | 586,411     | 523,957     | 394,259     |
| (通信費)            | 712,166     | 770,934     | 578,580     |
| (水道光熱水費)         | 18,261,332  | 17,447,674  | 20,322,829  |
| (租税公課)           | 104,200     | 92,150      | 78,594      |
| (寄付金)            | 25,000      | 25,000      | 15,000      |
| (接待交際費)          | 104,713     | 24,908      | 43,121      |
| (保険料)            | 803,730     | 742,590     | 556,860     |
| (備品・消耗品費)        | 5,787,375   | 4,940,500   | 4,747,116   |
| (燃料費)            | 8,804,733   | 6,838,300   | 5,421,944   |
| (リース料)           | 4,293,587   | 4,235,268   | 4,004,874   |
| (業務委託費)          | 5,675,278   | 5,351,867   | 5,093,779   |
| (保守管理費)          | 3,333,041   | 3,058,601   | 2,648,721   |
| (貸倒償却)           | 0           | 5,000       | 0           |
| (雑費)             | 2,889,977   | 2,173,309   | 1,943,475   |
| ④営業損益 (①-②-③)    | ▲14,794,983 | ▲15,364,019 | ▲21,285,447 |
| ⑤営業外収益           | 1,731,796   | 1,741,948   | 2,370,591   |
| ⑥営業外費用           | 1,840       | 288         | 82,032      |
| ⑦経常損益 (④+⑤-⑥)    | ▲13,065,027 | ▲13,622,359 | ▲18,996,888 |
| ⑧特別利益            | 0           | 1,001,808   | 7,000       |
| ⑨特別損失            | 25,631      | 324,327     | 64,858      |
| ⑩法人税・住民税等        | 208,500     | 208,500     | 208,500     |
| ⑪当期純損益 (⑦+⑧-⑨-⑩) | ▲13,299,158 | ▲13,153,378 | ▲19,263,246 |

※ 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しています。

※ 宿泊室 14 室のうち 1 室は、現行指定管理者が運用で宴会室として使用している。

## リフレパークきんたの里 備品リスト【浜田市所有】

| No. | 備品名称      | 規格等         | 数量 | 取得額       | 取得年月日   | 使用場所   |
|-----|-----------|-------------|----|-----------|---------|--------|
| 1   | 和机        | コクヨL31      | 10 | 238,000   | H10.3.1 | 宴会場    |
| 2   | 座椅子       | JC.556.1B0  | 50 | 507,500   | H10.3.1 | 宴会場    |
| 3   | 演台        | WA-12       | 1  | 98,000    | H10.3.1 | 宴会場    |
| 4   | 花台        | WF-12       | 1  | 63,560    | H10.3.1 | 宴会場    |
| 5   | 回転黒板      | R536W1W1    | 1  | 65,590    | H10.3.1 | 宴会場    |
| 6   | テーブル台車    | TK-T100     | 2  | 101,360   | H10.3.1 | 宴会場    |
| 7   | 金庫        | HS-42KSF-1  | 1  | 223,300   | H10.3.1 | 事務所    |
| 8   | 壁面収納庫     | BWA-S30     | 1  | 94,500    | H10.3.1 | 事務所    |
| 9   | 壁面収納庫     | BWA-SK30    | 2  | 175,000   | H10.3.1 | 事務所    |
| 10  | スライドボード   | BB-A2N3T    | 1  | 106,890   | H10.3.1 | 事務所    |
| 11  | 傘立て       | US-181      | 1  | 31,990    | H10.3.1 | エントランス |
| 12  | ロッカー      | PLK-42KSF1  | 4  | 240,520   | H10.3.1 | 休憩室    |
| 13  | 軽量ラック     | MA-6655D450 | 2  | 76,860    | H10.3.1 | 布団倉庫   |
| 14  | ペーパーハンガー  | PH-120-F3M  | 2  | 39,200    | H10.3.1 | 休憩コーナー |
| 15  | 書架        | BL-31212N   | 1  | 77,700    | H10.3.1 | 休憩コーナー |
| 16  | 3Pベンチ     |             | 1  | 282,100   | H10.3.1 | 休憩コーナー |
| 17  | 2Pベンチ     |             | 2  | 404,600   | H10.3.1 | 休憩コーナー |
| 18  | カクテーブル    |             | 4  | 294,560   | H10.3.1 | レストラン  |
| 19  | マルテーブル    |             | 5  | 371,000   | H10.3.1 | レストラン  |
| 20  | チェア       | アダル         | 44 | 1,084,160 | H10.3.1 | レストラン  |
| 21  | 座卓        |             | 5  | 770,000   | H10.3.1 | レストラン  |
| 22  | 座椅子       | Z-197       | 20 | 231,000   | H10.3.1 | レストラン  |
| 23  | ついたて      | SC-13       | 4  | 394,800   | H10.3.1 | レストラン  |
| 24  | ロッカー      | オリバー8人用     | 12 | 2,058,000 | H10.3.1 | 風呂脱衣場  |
| 25  | タオル棚      | オリバー        | 2  | 294,000   | H10.3.1 | 風呂脱衣場  |
| 26  | ワードローブ    | BS-313      | 1  | 92,680    | H10.3.1 | 107号室  |
| 27  | デスク       | BS-313      | 1  | 112,000   | H10.3.1 | 107号室  |
| 28  | ミラー       | BS-313      | 1  | 20,020    | H10.3.1 | 107号室  |
| 29  | チェア       | RC-3863     | 1  | 23,380    | H10.3.1 | 107号室  |
| 30  | バゲジベース    | BS-313      | 1  | 30,030    | H10.3.1 | 107号室  |
| 31  | ベッド       | MB-5        | 2  | 154,000   | H10.3.1 | 107号室  |
| 32  | ベッドボード    | BS-313      | 2  | 93,520    | H10.3.1 | 107号室  |
| 33  | コントロールパネル | NP-046      | 1  | 34,650    | H10.3.1 | 107号室  |
| 34  | ナイトスタンド   | NNS-20C     | 1  | 24,150    | H10.3.1 | 107号室  |
| 35  | ティーチェア    | F3520       | 2  | 72,240    | H10.3.1 | 107号室  |
| 36  | ティーテーブル   | T-5001      | 1  | 27,300    | H10.3.1 | 107号室  |
| 37  | エキストラベット  | BS-111      | 1  | 98,700    | H10.3.1 | 107号室  |
| 38  | 金庫        | SS-NK       | 1  | 27,650    | H10.3.1 | 107号室  |
| 39  | 座卓        | ZT-66       | 6  | 416,640   | H10.3.1 | 本館和室   |
| 40  | 座椅子       | Z-191       | 30 | 281,400   | H10.3.1 | 本館和室   |
| 41  | アームチェア    | F-242B      | 12 | 357,000   | H10.3.1 | 本館和室   |
| 42  | テーブル      | T-20        | 6  | 84,000    | H10.3.1 | 本館和室   |
| 43  | 金庫        | SS-NK       | 7  | 193,550   | H10.3.1 | 本館和室   |

| No. | 備品名称           | 規格等           | 数量 | 取得額       | 取得年月日    | 使用場所     |
|-----|----------------|---------------|----|-----------|----------|----------|
| 44  | チェアー           | キャンパス         | 16 | 436,800   | H10.3.1  | レストラン待合い |
| 45  | 食器洗浄機          | ホシザキ          | 1  | 1,000,708 | H20.12   | 厨房       |
| 46  | フライヤー          |               | 1  | 255,049   | H20.12   | 厨房       |
| 47  | ゆで麺機           |               | 1  | 381,419   | H20.12   | 厨房       |
| 48  | 事務機一式          | コクヨ           | 1  | 271,178   | H20.12   | 事務所      |
| 49  | ブラインド          |               | 1  | 176,356   | H20.12   | ロビー      |
| 50  | 電話設備           | パナソニック        | 1  | 23,722    | H20.12   | 事務所      |
| 51  | トイレベビーシート      |               | 1  | 185,271   | H20.12   | ロビートイレ   |
| 52  | ロールスクリーン       |               | 1  | 424,036   | H20.12   | 無料休憩室    |
| 53  | シューズボックス       |               | 1  | 317,713   | H20.12   | 風呂男女     |
| 54  | エアコン一式         | ダイキン          | 1  | 1,214,837 | H20.12   | 宴会場通路    |
| 55  | エアコン           |               | 1  | 209,479   | H20.12   | 宴会場パントリー |
| 56  | ガス調理台          | マルゼンW6N       | 1  |           | H21.3    | 厨房       |
| 57  | 蒸し器            | マルゼンMUDJ14C   | 1  |           | H22.3    | 厨房       |
| 58  | 製氷器            | サンヨーS6500     | 1  |           | H23.3    | 宴会場      |
| 59  | デジタルTV         | パナソニックTH.PS42 | 1  |           | H24.9    | 休憩所      |
| 60  | デジタルTV         | レグザ26A9000    | 16 |           | H24.9    | 客室       |
| 61  | 券売機            | グローリーVTs10    | 1  | 693,000   | H25.3    | ロビー      |
| 62  | ホシザキアイスディスペンサー | DCM7K         | 1  | 333,000   | H25.3    | レストラン    |
| 63  | エプソンプロジェクター    | WXGA          | 1  |           |          | 宴会場      |
| 64  | プロジェクタースクリーン   | RS100V        | 1  |           |          | 宴会場      |
| 65  | ポスレジシステム       | テックQT.11F6    | 1  |           | H29.3.31 | レストラン    |

※税込みで作成しています。

## リフレパークきんたの里 備品リスト【現指定管理者所有】

| No. | 備品名称       | 規格等           | 数量 | 取得額       | 取得年月日     | 使用場所    |
|-----|------------|---------------|----|-----------|-----------|---------|
| 1   | エアコン       | ダikinF30PT    | 1  | 190,000   | H21.8.31  | 306号室   |
| 2   | パソコン       | FMV. D5290    | 1  | 146,000   | H22.3.16  | 事務所     |
| 3   | きんたくん人形    |               | 1  | 104,762   | H22.3.31  | エントランス  |
| 4   | 消火器        | ヤマト           | 1  | 19,000    | H22.4.30  | ボイラー室   |
| 5   | ウオシュレット    | パナソニックDLEA21  | 1  | 26,438    | H22.5.10  | 107号室   |
| 6   | ワゴン        | 木製            | 1  | 13,238    | H22.6.25  | レストラン   |
| 7   | パソコンディスプレイ | I. ODETA      | 1  | 17,905    | H22.7.19  | 事務所     |
| 8   | サービスワゴン    | サービス用         | 2  | 41,200    | H22.7.30  | 宴会場     |
| 9   | ウオシュレット    | パナソニック        | 1  | 21,267    | H22.9.10  | 103号室   |
| 10  | 顔出しパネル     | かぐら仕様         | 1  | 23,810    | H22.9.24  | エントランス  |
| 11  | 給湯器        | ノーリツ7607M     | 1  | 114,286   | H23.2.28  | 厨房      |
| 12  | エアコン       | パナソニック401CF   | 1  | 135,000   | H23.3.31  | 301号室   |
| 13  | テーブルセット    | オリバー          | 1  | 701,760   | H23.3.31  | 宴会場     |
| 14  | 給水ポンプ設備    | ブリジストン        | 1  | 60,000    | H23.4.12  | 給水場     |
| 15  | ノートパソコン    | フジツブFMD       | 1  | 114,000   | H23.8.24  | 事務所     |
| 16  | テーブルセット    | オリバー          | 一式 | 1,821,000 | H24.3.31  | ロビー     |
| 17  | テーブルセット    | オリバー          | 一式 | 266,800   | H24.3.31  | 宴会場     |
| 18  | デマンド警報器    | パナソニック        | 1  | 50,000    | H24.3.31  | 事務所     |
| 19  | エアコン       | パナソニックCS403CF | 1  | 160,000   | H24.3.31  | 102号室   |
| 20  | バイブラポンプ    | 日立            | 1  | 60,000    | H24.3.31  | 女性露天    |
| 21  | シロッコファン    | 三菱            | 1  | 150,000   | H24.12.1  | 女性風呂    |
| 22  | 風呂LED照明    | パナソニック        | 2  | 30,000    | H25.1.31  | 女性露天    |
| 23  | ベルスター呼び出し  | パナソニック        | 一式 | 30,000    | H25.6.6   | レストラン   |
| 24  | 客室冷蔵庫      | NR-A50W       | 1  | 10,667    | H25.9.3   | 107号室   |
| 25  | 乾燥機        | DEN35FY       | 1  | 24,957    | H26.3.11  | 洗濯室     |
| 26  | 電気温水器      | トートー電気温水器     | 1  | 115,000   | H26.4.30  | 101号室   |
| 27  | 給湯器        | ノーリツ76C-7M    | 1  | 43,630    | H26.7.18  | 厨房      |
| 28  | スクリーン      | 竹             | 1  | 37,000    | H26.7.31  | 無料休憩室   |
| 29  | ラインポンプ     | エバラ           | 1  | 150,000   | H26.8.31  | 機械室     |
| 30  | 炊飯ジャー      | 象印            | 1  | 20,907    | H27.4.11  | 厨房      |
| 31  | 洗面台ボール     | リキシル          | 1  | 54,000    | H27.8.31  | 305号室   |
| 32  | 洗濯機        | NW5TR         | 1  | 32,300    | H27.10.13 | 洗濯室     |
| 33  | 乾燥機        | DEN40WX       | 1  | 56,800    | H27.10.13 | 洗濯室     |
| 34  | バリカン       | マキタ           | 1  | 16,956    | H27.11.10 | 駐車場     |
| 35  | 製氷機        | ホシザキIM-35     | 1  | 62,500    | H27.11.17 | 別館パントリー |
| 36  | 電動ポンプ      | 新ダイワ          | 2  | 26,917    | H28.1.28  | 給水設備    |
| 37  | 洗米機        | DW0-38        | 1  | 90,000    | H28.4.30  | 厨房      |
| 38  | ガスブースター    | ホシザキWB25H2    | 1  | 229,000   | H28.7.31  | 厨房      |
| 39  | ウオシュレット    | トートーTCF175    | 1  | 68,000    | H28.8.31  | 106号室   |
| 40  | 草刈り機       | 丸山製作所         | 1  | 26,833    | H29.9.11  | 中庭      |
| 41  | 洗濯機        | パナソニックNA-W40G | 1  | 30,944    | H29.9.11  | 洗濯室     |
| 42  | 冷蔵庫        | 東芝RGC-401     | 1  | 46,296    | H29.9.22  | 厨房      |
| 43  | ソーラー給湯器    | 矢崎EST-S20A    | 1  | 100,000   | H29.12.31 | 厨房      |



| No. | 備品名称    | 規格等        | 数量 | 取得額    | 取得年月日    | 使用場所  |
|-----|---------|------------|----|--------|----------|-------|
| 44  | ガス炊飯器   | 象印JRR30S1  | 1  | 20,533 | H30.3.31 | 厨房    |
| 45  | 洗浄ポンプ   | ホシザキ工業     | 1  | 85,500 | H30.5.31 | 厨房    |
| 46  | ウォシュレット | トートーTCF175 | 1  | 80,000 | H30.5.31 | 105号室 |
| 47  | 冷蔵庫     | ジーマックス68L  | 1  | 18,092 | H30.6.3  | レストラン |
| 48  | ガスバーナー  | マルゼン       | 1  | 60,185 | H30.6.30 | 厨房    |
| 49  | 冬羽毛掛け布団 |            | 64 |        |          |       |
| 50  | 夏羽毛掛け布団 |            | 89 |        |          |       |
| 51  | 敷きマット   |            | 77 |        |          |       |

※税込みで作成しています。

## リフレパークきんたの里 修繕・改修工事実施状況 [浜田市実施分]

(単位：円)

| 年 度    | 件 名                 | 支出額        |
|--------|---------------------|------------|
| 平成27年度 | レストラン床改修工事          | 1,493,640  |
|        | ウォシュレット便座設置工事       | 918,000    |
|        | ロビー照明機器改修工事         | 3,564,000  |
|        | 外壁等塗装改修工事           | 8,620,560  |
|        | 脱衣場等空調設備改修工事        | 5,400,000  |
|        | 客室等空調設備改修工事         | 2,289,600  |
|        | バイブラポンプ修繕           | 194,400    |
|        | 露天風呂用循環ポンプ修繕        | 302,400    |
|        | 普通グレーチング30cm用       | 138,672    |
|        | 玄関自動ドア修繕            | 345,600    |
|        | 排水路改修               | 194,400    |
|        | タワー看板修繕             | 197,640    |
|        | 給水ポンプユニット修繕         | 669,600    |
|        | ろ過器集水管修繕            | 399,600    |
|        | 浄化槽フロアポンプ修繕         | 734,400    |
|        | 客室防災ライト修繕           | 197,640    |
|        | 女湯鏡修繕               | 199,800    |
| 平成28年度 | 内風呂ボイラー取替工事         | 7,344,000  |
|        | A重油地下オイルタンク液面計修繕    | 378,000    |
|        | 太陽光熱ソーラーシステム導入工事    | 24,840,000 |
|        | ボイラー改修工事            | 4,914,000  |
|        | 浴室通路・図書コーナー空調設備改修工事 | 3,326,400  |
|        | 宴会場前内装改修工事          | 1,080,000  |
|        | 看板（補助事業名掲示板）製作手数料   | 21,600     |
| 平成29年度 | POSレジスター購入          | 1,922,400  |
|        | ロビー空調設備改修工事         | 2,982,960  |
|        | 駐車場外灯修繕             | 196,000    |
|        | 給湯用ポンプ取替            | 410,400    |

※税込みで作成しています。

## リフレパークきんたの里 修繕等実施状況 [指定管理者実施分]

(単位：円)

| 年 度                 | 件 名              | 支出額       |
|---------------------|------------------|-----------|
|                     | 露天ボイラー煙道修理       | 108,800   |
|                     | 別館通路エアコン基盤取り換え   | 259,200   |
|                     | ロビー換気扇取り換え       | 75,600    |
|                     | レストラン冷蔵庫修理       | 102,665   |
|                     | 男風呂換気扇取り換え       | 162,000   |
|                     | 別館さざんかエアコン取り換え   | 172,800   |
|                     | 客室温水器修理          | 38,880    |
|                     | レストランスクリーン設置     | 50,000    |
|                     | 客室温水器修理          | 38,880    |
|                     | 機械室タマフレキ交換(漏水修理) | 113,400   |
|                     | ロビー換気扇取り換え       | 48,600    |
|                     | 平成28年度           | 厨房洗米機取り換え |
| 103号室・104号室 電気温水器修理 |                  | 21,600    |
| 厨房食器洗浄機ガスブースター取り換え  |                  | 247,320   |
| 内湯ボイラー炉内清掃          |                  | 129,600   |
| 305号室温水洗浄便座取り換え     |                  | 68,000    |
| 宴会場製氷器修理            |                  | 53,140    |
| サウナ用電気ボイラー修理        |                  | 175,673   |
| 露天風呂配管安全弁取り換え       |                  | 109,080   |
| 平成29年度              | サウナ電動弁取り換え       | 134,028   |
|                     | 客室ウォシュレット取り換え    | 86,400    |
|                     | 食洗機モーター取り換え      | 49,536    |
|                     | 食洗機漏水修理          | 40,953    |
|                     | 露天風呂熱交換器清掃       | 100,000   |
|                     | ボイラー室循環配管漏水修理    | 216,000   |
|                     | 風呂自動制御盤点検修理      | 83,600    |
|                     | 厨房冷蔵庫修理          | 55,620    |
|                     | 厨房排煙窓修理          | 62,640    |
|                     | 宴会場トイレ漏水修理       | 46,872    |
|                     | 客室換気扇取り換え        | 32,400    |
|                     | 露天風呂濾過器漏水修理      | 55,000    |

※税込みで作成しています。

## リフレパークきんたの里 委託及びリース契約一覧

| No. | 委託内容          |
|-----|---------------|
| 1   | 会計監査委託契約      |
| 2   | 館内ワックス等清掃委託契約 |
| 3   | 保険 労務管理等委託契約  |
| 4   | ホームページ管理委託    |
| 5   | 消防用設備点検       |
| 6   | 各ガス器具メンテナンス   |
| 7   | 浴室清掃契約        |

| No. | リース内容     |
|-----|-----------|
| 1   | マット、モップ   |
| 2   | 浴衣、バスタオル  |
| 3   | 客室シーツ、包布類 |
| 4   | 自動車       |
| 5   | マッサージ機    |
| 6   | おしぼり      |
| 7   | A E D     |
| 8   | カラオケ      |

※現指定管理者が委託している契約及びリース物品です。  
 ※H30. 10. 12に一部修正し、リース内容No.4～No.9を追加しています。

| 湯屋温泉 温泉成分揭示事項（温泉成分、適応症・禁忌症及び入浴上の注意） |   |                 |  |        |
|-------------------------------------|---|-----------------|--|--------|
| 成 分                                 |   | 適応症・禁忌症及び入浴上の注意 |  |        |
| 1 温泉名                               | 今 田 湯 屋 温 泉   |                 |  |        |
| 2 泉 質                               | 温泉法第2条別表第1項のラドン(Rn)の項に該当する温泉                          |                 |  |        |
| 3 泉 温                               | 源 泉   | 19.0 ℃          | 1. 浴用適応症<br>特記事項なし<br>(療養泉でない為、療養泉の一般的適応症は該当しない。また、ラドン(Rn)の効能に関する知見が不足している為、記載できない。) |        |
|                                     | 使 用 位 置   | 19.0 ℃          |  |        |
| 4 温泉の成分                             | (本水1kg中に含有する成分及び分量)                                   |                 |  |        |
|                                     | 陽イオン  | 分量(mg)          | 陰イオン   | 分量(mg) |
|                                     | ナトリウムイオン(Na <sup>+</sup> )                            | 28.8            | ふっ化物イオン(F <sup>-</sup> )   | 0.1    |
|                                     | カリウムイオン(K <sup>+</sup> )                              | 0.4             | 塩素イオン(Cl <sup>-</sup> )  | 11.6   |
|                                     | カルシウムイオン(Ca <sup>2+</sup> )                           | 19.0            | 硫酸イオン(SO <sub>4</sub> <sup>2-</sup> )  | 16.2   |
|                                     | ストロンチウムイオン(Sr <sup>2+</sup> )                         | 0.3             | 炭酸水素イオン(HCO <sub>3</sub> <sup>-</sup> )  | 76.3   |
|                                     |   |                 | 炭酸イオン(CO <sub>3</sub> <sup>2-</sup> )  | 6.0    |
|                                     | 陽イオン計   | 48.5            | 陰イオン計  | 110.2  |
| 遊離成分                                |   |                 |  |        |
|                                     | 非解離成分   | 分量(mg)          | 溶存ガス成分   | 分量(mg) |
|                                     | メタ亜ひ酸(HAsO <sub>2</sub> )                             | 0.0             | 遊離二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )  | 0.0    |
|                                     | メタけい酸(H <sub>2</sub> SiO <sub>3</sub> )               | 31.9            | 遊離硫化水素(H <sub>2</sub> S)   | 0.0    |
|                                     | メタほう酸(HBO <sub>2</sub> )                              | 0.0             |  |        |
|                                     | 非解離成分計  | 31.9            | 溶存ガス成分計  | 0.0    |
| 溶存物質総計(ガス性のものを除く)                   |   | 0.19g/kg        |  |        |
| 成分総計                                |   | 0.19g/kg        |  |        |
| その他                                 |   |                 |  |        |
|                                     | リチウムイオン(Li <sup>+</sup> )                             | 検出せず<0.01mg     |  |        |
|                                     | マグネシウムイオン(Mg <sup>2+</sup> )                          | 検出せず<0.1mg      |  |        |
|                                     | バリウムイオン(Ba <sup>2+</sup> )                            | 検出せず<0.01mg     |  |        |
|                                     | 鉄イオン(Fe <sup>2+</sup> +Fe <sup>3+</sup> )             | 検出せず<0.04mg     |  |        |
|                                     | マンガンイオン(Mn <sup>2+</sup> )                            | 0.04mg          |  |        |
|                                     | アルミニウムイオン(Al <sup>3+</sup> )                          | 検出せず<0.02mg     |  |        |
|                                     | 銅イオン(Cu <sup>2+</sup> )                               | 検出せず<0.005mg    |  |        |
|                                     | 亜鉛イオン(Zn <sup>2+</sup> )                              | 検出せず<0.003mg    |  |        |
|                                     | カドミウムイオン(Cd <sup>2+</sup> )                           | 検出せず<0.001mg    |  |        |
|                                     | 総水銀(Hgとして)  | 検出せず<0.0005mg   |  |        |
|                                     | 鉛イオン(Pb <sup>2+</sup> )                               | 検出せず<0.005mg    |  |        |
|                                     | 総ひ素(Asとして)  | 検出せず<0.005mg    |  |        |
|                                     | 臭化物イオン(Br <sup>-</sup> )                              | 検出せず<0.05mg     |  |        |
|                                     | よう化物イオン(I <sup>-</sup> )                              | 検出せず<0.05mg     |  |        |
|                                     | チオ硫酸イオン(S <sub>2</sub> O <sub>3</sub> <sup>2-</sup> ) | 検出せず<0.01mg     |  |        |
| 温泉成分の分析年月日                          | 平成27年12月9日  | 適応症・禁忌症決定年月日    | 平成28年1月12日   |        |
| 登録分析機関                              | (名称) 公益財団法人 島根県環境保健公社 理事長 小村明弘<br>(登録番号) 島根県第2号       | 決 定 者           | 島 根 県  |        |
| 成分に影響を与える項目                         |   |                 |  |        |